

第百十八回国参議院文教委員会會議録第七号

平成二年六月二十五日(月曜日)

午後一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

柳川 覺治君

石井 道子君

田沢 智治君

粕谷 照美君

山本 正和君

委員

井上 裕君

石井 一二君

木宮 和彦君

世耕 政隆君

会田 長栄君

小林 正君

西岡瑠璃子君

森 暢子君

高木健太郎君

針生 雄吉君

高崎 裕子君

笹野 貞子君

小西 博行君

事務局側

菊池 守君

参考人

吉崎 四郎君

北條 秀衛君

山本 恒夫君

山本 隆一君

富山県民生涯学習カレッジ学長
川崎市教育委員会社会教育主事
筑波大学教授
社会教育研究所理事長

本日の會議に付した案件

○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳川覺治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、富山県民生涯学習カレッジ学長吉崎四郎君、川崎市教育委員会社会教育主事北條秀衛君、筑波大学教授山本恒夫君、社会教育研究所理事長山本隆一君の四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。当委員会では、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案の審査を進めているところでございますが、本日は、皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、議事の進め方でございますが、まずお手元の名簿の順序で一人十五分程度御意見を述べいただき、全部の参考人から御意見を伺った後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、まず吉崎参考人よりお願い申し上げます。

○参考人(吉崎四郎君) 富山県民生涯学習カレッジ学長の吉崎四郎でございます。御説明は座つてやらさせていただきます。

今、私どもが取り組んでおります生涯学習行政について、あらまし御説明申し上げたいと思っております。

富山は、教育県というふうにも言われますとおり、生涯学習の声を上げましたのが大変早うございまして、既に昭和四十三年、今から二十二年前に精神開発室という部屋を教育委員会内に設けまして、当時の県民の生涯学習に取り組んでまいりました。四十九年には県民大学校講座を開設いたしました。実際に生涯教育という言葉を使い出したのが五十一年、教育委員会の中に教育長直属の生涯教育班を設けまして、生涯学習リーダーバンク、そして学習団体の調査等をやったわけでございます。

五年後の五十六年には、生涯教育室と生涯学習センターに機能を分けまして、室の方は企画、運営、センターの方は講座、相談そして広報を担当することにしてまいりました。同時に、知事公室にありました生涯学習推進本部を教育委員会の方に移管しまして、そこで生涯教育の推進協議会を発足させたわけであります。当時御存命でした池田弥三郎先生が会長に就任なさいました。五十八年に生涯学習ガイドブックをつくりまして、六十八年には生涯学習室と社会教育課を合同いたしました。生涯学習室をつくりました。これは行政改革の一端を担うものでございます。六十八年には、生涯学習センターを発展的に解消しまして、現在の富山県民生涯学習カレッジを創設したわけでございます。

現在、私どもの県民カレッジでは、一つは講座の開設でございます。現在、主催している講座が六十、連携しておるものが九十二、約九千二百人の受講生が参加しております。講座を開設している日数は三百二十日間でございます。九千二百人の受講生のうち、単位取得に挑んでおられる方が約六千二百人でございます。

次いで、この県民カレッジは、二番目の仕事として種々の学習情報を県民の皆様に広く提供

しております。この十月には、大型のコンピュータを導入しまして、県内のすべての図書館、公民館、そして市町村、高等教育機関と結ぶことになっております。

それから三番目は、学習団体の援助でございます。現在私どもが進めております県民カレッジの講座には友の会がございまして、約千人の会員がいらっしゃいます。これは友好団体としてのいろいろボランティアな活動をしていただいております。このほかにも全県的な生涯学習団体協議会がございまして、これは現在八千五百人の会員を擁しております。

それから四番目に、放送講座並びに視聴覚教材の貸し出しサービス等をやっております。

最後に、生涯学習に関する調査研究を行っております。

生涯学習に対する基本的な考え方として、私は、私どもが今皆さんにお伝えしておりますキーワードというのがございまして、「いつでもどこでも、だれでも、なんでも好奇の心で生涯学習」、好奇というのは好奇心であります。「いつでもどこでも、だれでも、なんでも好奇の心で生涯学習」、これが私どもの県民カレッジのキーワードでございます。

生涯学習というのは、私どもの考えでは一つは学習の生涯化でございます。そしてもう一つは学習の水平化と呼んでおります。つまり、人間勉強するのは必ずしも青少年期だけの問題ではなくて、これは一生にわたって学習すべきものであるし、また学習するのが幸せを得る道である。それぞれの世代にはそれぞれの世代にあわしい学習というものがあられるのではないかと。こういう観点から学習の適時性ということを考えて、乳幼児期から高年期に至るすべての方々に生涯学習を呼びかけているのでございます。もう一つは、そうい

うふうに縦の線で見ただけではなくして、学習というものを単に学校だけに限らずに、家庭と学校、そして職場あるいは地域社会といったように平面的に横の関係を、学校だけに限らないで学習というものの領域を広めると同時に、それぞれが有機的につながり合うという、こういう観点から生涯学習を進めているわけであります。

富山県は、御承知かと思いますが、高校進学率とかあるいは国立大学への進学率が十数年トップでございまして、そのくせ塾、予備校等が少なく、しかも高校中退率が全国でひとりという、こういう県でございまして、こういうところからよく教育県というふうに言われるわけでございしますが、実は教育県というよりはむしろ私は生涯学習の県であると言った方がいいのではないかと考えております。一つは、公民館、図書館の設置率がトップでございまして、あるいはまた各市町村には博物館、文化会館等がほとんどございまして、よく使われております。公民館、図書館等の利用率も全国一位でございまして。

これは、かつて三百年も前、越中亮素というものを全国に配布するために寺小屋で読み書きをろばんをやりまして、実学を勉強するという地道な姿勢が今日に連なっているのではないかと、こういうふうに思っております。現在、NHKテレビで「凜凜」という朝ドラが入っておりますが、あそこに登場するような、勤勉で好奇心があつて、非常に創造的な人材が富山県にはたくさん輩出してあります。これも、一つは生涯学習の成果ではないのかというふうに思っております。

特に特筆すべきことは、生涯学習によって得た大きな資産を、成果を教育に投資する方が非常に多いことである。例えば、日本で初めて生命保険の会社を築いて大きな財をなした安田善次郎は、東京大学に安田講堂を寄附されました。日本で初めて洋紙を開発された黒田善太郎という方は、富山大学に黒田講堂を寄附されました。あるいはまた、超近代的なホテル経営をなさつておる大谷米太郎さんは、富山短大を寄附されました。

政治家の皆さんにも、松村謙三さん、正力松太郎さんといったような方々、質実で積極、真摯な方々を輩出しているのも、これは一つはこういう教育風土の生み出したものではないかというふうに思っております。

さて、このたびの法案に対しまして私の考えを簡単に述べさせていただきますと、一つは、私も、特に第四条関係でございしますが、官と民が一体の姿でパイロット的な、これは第五条にもかかわることではございますが、姿勢でもって生涯学習を普及しようという姿勢に対して、双手を挙げて賛成したいと思っております。

私もがやっておりますこの県民カレッジは、県立民営型でございまして、県が文化振興財団に委託をしてサービス本位の教育行政を展開しているわけであります。したがって、私もには土曜も日曜もございせん。ウィークデーの都合のいい日にお休みをとって、あくまでサービス本位にやっております。そして、一方で、民間でやりになっているようなカルチャーセンター風のものには避けておりまして、現在受講生の男女の率を言いますと、男が五で女が三、五対三の割合で男性が多いのでございまして。カルチャーセンターのようなことをやりますと、必ず女性が多くなつてまいります。この辺が県民カレッジの一つの特徴でございまして。

二番目は、教育行政を中心とした連携プレーの推進ということでございまして、私も、県庁の各部署との連携、市町村との連携、あるいは高等教育機関との連携、とかく縦割り行政になりがちなのような教育上のいろんなイベントにつきましてもできるだけ連携をとって進めております。例えば講師の交渉、会場の設営、その他PR等につきまして、一切のサービスに骨身を惜しまず協力しているわけでございまして。そういう点で、第三条関係に、生涯学習センターのようなものを設けて連携を進めていくという姿勢は非常に望ましいのではないかと考えております。

最後に、この行政改革の時代に、こういうもの

を行政が丸抱えでやるという姿勢には私は賛成できません。行政はあくまでサービスをすべきものであつて、実際には行政と学習団体と二人三脚でもって生涯学習というものを推進していった方がいいのではないかと。私どもの県は、とかく実験劇場というふうな、いい意味でも悪い意味でもよく言われるわけでございまして、特にこの生涯学習の実験劇場として成功しているんじゃないかと思われるような観点から申しますと、特に学習団体と連携をする、協力して進めた方がいいのではないかと。今度の法案に対しまして賛成の意見を申し述べた次第でございまして。

以上でございまして。
○委員長(柳川覺治君) 吉崎参考人、ありがとうございます。次は、北條参考人をお願い申し上げます。

○参考人(北條秀衛君) 川崎市の教育委員会におきまして社会教育主事をしております北條と申します。それでは、座つて意見を述べさせていただきます。

私は、川崎市におきまして社会教育主事として約二十年間、公民館活動、青少年教育、文化行政に携わつてまいりました。社会教育の現場で働く一職員として、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案についての考えを述べさせていただきます。

まず第一に、地域における社会教育の現状がどうなっているかでございます。

戦後四十数年、社会教育は、時代の推移とともにその形態や内容を変えつつも、それぞれの地域において脈々と行われてまいりました。公民館、図書館、博物館、スポーツ施設、文化施設、あるいは最近では社会教育センター、生涯学習センター、婦人センター等のさまざまな施設を中心としながら、それぞれの地域で地域の実情に応じ、いろんな工夫や努力をしながら行われてまいりました。そして、それらはますます隆盛になつてい

言つても過言ではないだらうと思つています。まさに学習社会の到来を迎えつつあるといった感じですが、これはひとえに、学習を志す人々とそのニーズにこたえるべく条件整備を行い多様な学習機会を提供してきた行政あるいは専門職員との連携によるものだらうと思ひます。

例えば、私の勤務する川崎市においても、民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、より豊かで活力ある地域社会の実現を目指す、このことを基本方針としてさまざまな施策を立て事業を行つております。学習の時期は、俗に言う「揺りかごから墓場まで」でございまして。今日の核家族時代の中で、子供を産むということは大変不安なことが多いものです。そんなわけで、出産を控えた人々に明日親学級、正式の名称は「明日の親のための学級」といいますけれども、このようなことを開催したり、それぞれ少年期、青年期、成人、高齢者と、おのおのの時期に応じて学級や講座その他のことを開設しています。

学習内容も、初心者への導入から始まり、市民大学等かなりハイレベルなものまで多岐に分かれております。また、平和教育学級、人権尊重学級、識字学級など、人が人として生きていくのに欠かせない基本的人権の観点に立つた学級もあります。地域の生活課題をメーンとした地域セミナーや、青少年地域活動促進事業などもあります。当然、学社連携の諸施策もございまして。このほか、各種文化、スポーツなどの行事や講座等も数多くあります。そして、それらは市民館、図書館、青少年関係施設等の二十四の社会教育施設を中心としながらも、地域の町内会館等それぞれ身近なところへも出ていって今展開されているところでございまして。

詳細は、お配りいたしました別添の「平成二年度川崎市社会教育活動方針」をごらんいただきましたと存じます。また、これらは教育委員会の事業であります。市長部局においてもさまざまな学習活動が進められております。

以上は川崎という大都市の実例ですが、それではほかの市町村はどうなっているかといえますと、それぞれが、あるところでは公民館活動を中心にする、あるところでは図書館の活動を中心にする、スポーツ活動や地域の文化活動などに力点を置くところもござります。それぞれが地域の住民の要求に根差した活動を繰り広げているところでございます。そして、これらは現行の法体制、教育基本法あるいは社会教育法、それらの関連の法のもとで行われてきたものであります。そして、これらの法体系の中でも、まだまだ拡大発展していく可能性を数多く秘めております。

それでは自治体の社会教育に問題がないのかという、そうではありません。

まず第一に、住民の、学習する方の非常に多様な要求になかなか応じられないというものが今現実であります。例えばハード面におきましては、より身近な日常生活圏へ施設を建設してほしい、こういう要望が非常に強く行政に出されてきております。また、従来よりもグレードアップした施設、これは例え言いますれば、川崎市も例外ではありませぬけれども、今までは例えばホールをつくればほとんどが多目的なホールでござります。演劇もでき、音楽もでき、集会もできるといふ。ただ、今望まれているのはそれらではなくて、コンサート専用ホールが欲しい、こういうようなことが大変多く望まれておりまして、現実には多くの市町村でそれぞれコンサートホールなり演劇ホールなど目的別のホールは今建設のラッシュにあるだろうというふうに思っています。また、ソフトの面では、生活課題がそれぞれ大変多様化しております。あるいは高齢化社会、情報化社会、国際化社会等に十分対応できているのかという、そういう現実になっていない部分もありません。では、なぜこれらの住民要求に対応できないかといえ、一つは、週休二日制を初めとした労働時間の短縮等で非常に学習する人々があてはまる、それから、今まで学習を継続して行ってきた人たちがより意欲を増しておりまして、もつとさ

まざまなことを学習したい、このような住民の要求がどんどん拡大している一方であるというのが現実であります。

そして、対応できない二つの理由は、それだけの要求に見合う体制が行政の側からでもなかなか組み切れないということです。特に、行政改革によりまして、弱い部分ということでこの社会教育行政等の予算が年々削られ、あるいは人員も抑制されております。それぞれの現場が大変困難な状況にあります。アルバイトを雇いましたりあるいはパートを雇いましたり、あるいは過重な時間外勤務を行っている。当然サービス業務ですので朝早くから夜遅くまで施設を運営しているわけですから、それらが働く者に大変過重になっていくというのが現在であります。

それでは、それらを解決するために法律を改正すれば済むかといえますれば、そうではないだろうというふうな思っています。現行法の中でも、むしろ法の精神にのっとり、それをきちんと遂行する手だてを講じることの方が先だろうというふうに私は考えます。現在の社会教育法の精神等を生かすその手段をきちんととらなければ、法律をつくったとしてもそれは絵にかいたもちにしかすぎないだろうというふうな思っています。まず、現行法の実現を困難にしている部分を解決させることが先決だろうというふうな思っています。

次に、それではそれぞれの自治体がどのような観点から社会教育行政を行ってきているかと思しますれば、それは人々の自発的な学習の意思を公的にどう保障するかということ。確かに、カルチャーセンターや英語学校等の各種学校、民間スポーツクラブなど、民間における教育産業もどんどんふえております。しかし、そのような観点の中で、公的社会教育の果たす役割が一体何なのかということも常日ごろ議論になっていることは事実であります。しかし、教育の機会均等、いつでもどこでもだれでも、このようなことを保障できるのは、やはり公的な社会教育を除いてはあり得ないだろうというふうな思っています。むしろ、学

習権の考えがユネスコを中心に世界においてもあるいはこの日本においても定着しつつある現在、どんなに民間教育産業が栄えても、いやむしろ栄えれば栄えるほど公的社会教育の理念と責任は重要視されなければならないというふうな思っています。そういう意味でも、先ほど申し上げたそれぞれの社会教育の現場が現在抱えている諸問題を解決し、公的社会教育を充実するという観点でより各種の施策が講じられることを思っております。

次に、今回提案されています法案に対して、幾つかの問題点を現場からの目で指摘させていただきたいと思っています。

第一には、生涯学習の定義がないということでございます。日本で最初の生涯学習にかかわる法案ですので、ぜひきちんとした定義を盛り込んで考え方を統一してほしいと思えます。国やあるいは県や市町村段階でそれぞれの考え方に差が出てくる、このようなことが十分予想されます。そして、そのことによつていふん混乱が起きるものになるんじゃないでしょうか。

次に、これまでの社会教育行政は、環境を醸成するという条件整備が本来の任務でござりました。この法案では、都道府県、これも従来は都道府県の教育委員会等ということになっておりました。今回、基本構想を形成し、なおかつ文部大臣及び通産大臣の承認を申請することになっております。これは条件整備ではなくて、逆の指導行政への転換ではないでしょうか。教育基本法の理念及び社会教育法に矛盾するように思われてなりません。

第三に、都道府県教育委員会の事業は定められていますが、私も市町村の事業は定められておりません。これは一体どういうことなのでしょう。また、特定地区の指定は広域圏構想であり、市町村という学習者が日常生活するその単位としての場が、最も基本的な場が崩壊してしまう危険性もあります。

第四に、民間事業者の活用が義務づけられてい

ますが、このことはどうしても理解できません。芸術文化振興基金、先日できましたけれども、あるいは今構想に上っておりますスポーツ振興基金などは、その是非はともかくとしても、一定理解することはできます。ただし、これまで厳然と一線を画してきた民間教育産業や民間事業者と混然一体となって生涯学習を行っていくということは、行政としてどうとらえていいのか判断に苦しんでおります。また、営利性との絡みもあり、なかなか理解ができません。

最後に、学習権との関連で申し上げます。一九八五年にユネスコにおいて、学習権をすべての人に保障することが採択されております。生涯学習は、恵まれた者に対する施策のみでなく、むしろ社会的な弱者の学ぶ機会を確保することが公共的な教育にとつては不可欠なことではないでしょうか。民間活力の重視が公的な社会教育あるいは生涯学習を縮小することにならないか、そのことが大変大きな危惧となっております。

私たち社会教育の現場で働く職員は、お互いの情報交換や研究、あるいはそれぞれの地域で行われています実践についての調査等を行うために、職員集団を組織しております。その中で、大学の研究者の先生方のお力もかりながら社会教育に対する一つの提言をまとめました。その前文で学習権についての考えをまとめましたので、朗読させていただきます。

人は、誰しも太陽の光に浴し、きれいな空気を吸い、冷たい水を飲みたいと思う。それは、人間として当然の欲求であり、権利である。では「学ぶ」ということについてはどうであろうか。「学ぶ」ということもまた太陽の光や空気や水のように、人が人らしく生きるためになくてはならない要求であり、権利である。

そしてそれは、老若男女、心身の障害の有無、人種の如何を問わず、権利は万人のものであり、差別されてはならない。

また、地域においてこそ学習権が保障されねばならず、そのことが私たちの暮らしを豊かに

し、子どもたちとともに成長発達するとともに、主権者としての力量を発揮し、さらに広く世界の人々と手を組んで平和のうちに生存することにつながる。

住民の学習・文化・スポーツの権利は社会教育の権利である。したがって、権利としての社会教育が、自由かつ潤達に保障されることなしに、住民の住民の手による住民自治の確立はありえない。

最後になりましたが、社会教育の現場から、この生涯学習法案の慎重な審議を強く望みたいというふうに思います。学習者やあるいは我々行政の職員に混乱をもたらすような法律ではない、私どもが生かすことができるような法律ではない、私どもが振興の糧となり、だれもがその法律をよりどころとできるような法律、ぜひそういうような法律に変えていただいて作成していただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(柳川覺治君) 北條参考人、ありがとうございます。次に、山本恒夫参考人をお願い申し上げます。

○参考人(山本恒夫君) 筑波大学の山本でございます。教育学系に属しております、生涯学習論、社会教育学等の講義を担当しております。よろしくお願いたします。座って失礼させていただきます。

それでは、私の意見を述べさせていただきます。私は、最近の国民の生涯学習への関心の高まりとか、あるいは学習活動の活性化というような状況を見まして、今回のこのような法律がつくられることにつきましては賛成でございます。その理由を申し述べてみたいと思います。

その一つは、国民の学習要求と学習活動が多様化してきておりまして、それへの対応が必要になつてきているということでございます。

昭和六十三年に、NHKの放送文化調査研究所が日本人の学習関心調査というのを行っております。

す。これは二十歳から七十九歳の国民を対象にするものでございます。それによりますと、学習率は四五％でございました。その報告によりますと、一％が約八十五万人と計算しているようでございます。その中で、日本人で学習をしている二十から七十九歳の方というのは約三千八百万人と推計されます。もちろんサンプリング誤差がありますが、たつとした数字ではありませんが、大体そのぐらいと推定されます。その調査を見ておきますと、学習が非常に多様化してきております。

一つは、学習内容の多様化でございます。人気のありますのは、例えばお花とかゴルフとか編み物等々ですが、そういう人気のあるものでも学習率は二、三％ぐらい。二、三％ということでは、百人に二、三人しかいないということでございます。学習率が低いように見えますが、そうではあります。そういう項目が非常に多くて、その調査だけでも約三百項目以上に分散しているという状況でございます。そういう状況をとりえて多様化と呼んでいるわけでございます。

それからもう一つは、それだけではなくて、学習方法面でも多様化してきております。その調査の場合には学習方法をいろいろ挙げておりますが、十九種類にも分散しております。それを見ますと、個人で学習する者が非常に多くなつております。例えば、本、雑誌というようなもので勉強している人、これが三割、テレビが一七・一％とか、新聞、テープ、レコード、社会通信教育、ラジオ、ビデオ等々、これは個人で勉強するものでございますが、そういう個人学習の手段、方法、形態が非常に多くなつてきておりまして、それを合計しますと六三・六％でございます。それから二番目がグループ、サークルによるものでございます。趣味、スポーツ等、グループ、サークル、クラブをつくって皆さんいろいろ活動をなさっておりますが、それが二六・三％、その次が学級、講座、あるいはセミナー、講習会等でございます。内訳はカルチャーセンターが一・七％、公的な学級、講座が八・八％でございます。合わせ

て二〇・五％。ただし、カルチャーセンターは、カルチャーセンター等で民間のセミナー、講習会が入っております。それから四番目が個人教授でございます。これが一一・二％、一割というところでございます。合わせると一〇〇％を超えますが、これは一人で二つの手段、方法をとっている人もいますのでそうなります。

こういう状況を見ておきますと、従来の体制では対応できないものが非常に多くなつてきております。例えば、先ほどの民間のカルチャーセンター、あるいはセミナー、講習会、専修学校、各種学校とか一般行政の事業などでございますが、そういう関係のものが多くなつてまいりました。また、それで学習している人がふえてきますと、従来の社会教育の側だけではうまくその辺との連絡調整等々ができないというようなことが起こつてくるわけでございます。それが一点でございます。つまり、そういうことのためにそれに対する対応が必要だということでございます。

それから二番目は、学習要求が強くて学習できないでいる人々がおりまして、その人々への対応が必要でございます。今申し上げましたNHKの調査によりますと、具体的に学習したいことがあるという方は五八・五％、すぐにでも学習してみたいと思うことがある人は五八・五％でございます。もちろん、今学習している人も入っております。先ほどの学習している人という四五％を引いて計算いたしますと、単純に見まして約千七百七十九万人の人が学習したいけれども学習できないという状況でございます。誤差がありますが、まあ一千万人ぐらいと見てもいいわけでございますが、そういう方々が学習したくても学習できない。理由は、忙しいとか、あるいは費用がかかるとか、身近なところに施設がないとか、講座等々の時間、時期が適当でないとかいろいろあるわけでございます。

それで、その学習希望を持っている方々の学習方法、形態等についての希望を見てみますと、一番今国民が関心を持っておりまして、カルチャーセンター、セミナー、講習会でございます。これを希望する人が二六・五％でございます。その次が本、雑誌等でございます。二六・〇％でございます。第三位がグループ、サークルで二四・八％、第四位がテレビで二〇・九％、第五位は個人教授で一二・八％、第六位が知り合いと一緒に二・五％、学級、講座は第七位でございます。一・四％でございます。これは公的な学級、講座でございます。

こういう状況になっておりまして、国民の学習に対する関心とか要求というものを生かしていくとすれば、やはりまたここでこれへの対応が必要になつてくるわけでございます。そういう状況に対応していくためには、どうしても生涯学習推進体制の整備というのが必要になつてくるのではないかと。しかし、それに対する法的な裏づけが今のところございません。そういう推進体制の整備ということを進めようとするためには、やはり推進体制等の整備に関する法律が必要ではないかと考えている次第でございます。

次に、それでは具体的に生涯学習を振興する上での課題につきまして申し述べてみたいと思います。

まず第一は、今のような学習活動とか学習要求の多様化というのがあるわけでございますが、それに対応していくためには、よく言われておりますように学校教育、社会教育あるいは文化活動等々の有機的連携が大変重要になつてくると思ひます。多様化した実態というのをよく直視しまして、生涯学習関連施設とか施設が連携、協力してそれらの対応策を打ち出す必要があると考えるわけでございます。

それにつきましては、例えば具体的に言いますと、学習者が自分で自分の興味、関心に合わせていろいろな手段、方法を選んで自分のメニューをつくり出すというような学習メニュー方式というのを最近打ち出しているのを見かけますけれども、その場合には学習者を選んでいただくメニューをつくる必要がございます。このためには、

チャーターセンター、セミナー、講習会でございます。これを希望する人が二六・五％でございます。その次が本、雑誌等でございます。二六・〇％でございます。第三位がグループ、サークルで二四・八％、第四位がテレビで二〇・九％、第五位は個人教授で一二・八％、第六位が知り合いと一緒に二・五％、学級、講座は第七位でございます。一・四％でございます。これは公的な学級、講座でございます。

こういう状況になっておりまして、国民の学習に対する関心とか要求というものを生かしていくとすれば、やはりまたここでこれへの対応が必要になつてくるわけでございます。そういう状況に対応していくためには、どうしても生涯学習推進体制の整備というのが必要になつてくるのではないかと。しかし、それに対する法的な裏づけが今のところございません。そういう推進体制の整備ということを進めようとするためには、やはり推進体制等の整備に関する法律が必要ではないかと考えている次第でございます。

先ほど申し上げましたいろいろなところが連携をしなければなりません、その連携があつて初めて学習者が自分の興味、関心を生かした学習をしていくことができるようになるわけでございます。ですから、どうしてもその辺の連携が重要になってくるというわけでございます。それが大きな課題の一つでございます。

第二番目としましては、行政の役割としまして、国とか都道府県、市町村の推進体制の整備が重要な課題としてやはりあると思います。特に、生涯学習推進についてのいろいろな調査をしたり審議する機関の設置が望まれると私は考えております。今回の法案ですと生涯学習審議会というのが入っておりますが、それらがそういうことになるかと思ひます。

こういう調査、審議する機関というのはどうして必要かといひますと、第一に挙げました連携、協力のあり方を検討してその方向を打ち出すというところをどこかでやらなければならぬからでございます。それが一点でございます。

それから、当然のことですけれども、生涯学習については、これは広く社会教育だけではなく学校もあるいは他の行政機関も民間機関も学習者も含めて、何かの審議する機関をつくり、そこで調査、審議する必要があるというふうに考えるからでございます。従来からの審議機関ですと、今のようないくつかの層を含めることはちょっと不可能なのではないかと考えてそのようなことを申し上げるわけでございます。それが二番目でございます。

第三番目の重要な課題としましては、地域における生涯学習の振興のためには、都道府県がさらに市町村支援の役割を強化する必要があると考えております。これも大きな課題と思つております。

学習活動、学習要求の多様化ということに對しましては、一つの市町村で対応できないことが多くなつてきております。当然、広域サービスが必要となつてきていると思うのであります。例を挙げますと、例えば学習情報の提供ということを経

近は言うのでありますが、学習者とか学習希望者が求めているのは、広域の学習情報でございます。自分の住んでいる市町村だけではなくて、隣近所あるいは時には遠く離れたところの情報まで求めております。そういう需要に對応するためには、やはり都道府県レベルの市町村支援の役割を強化する必要があるのではないかと考えております。

それから第四でございますが、第四の課題としましては、公的機関、施設の生涯学習支援のことは当然でありますけれども、その強化をしなければならぬのは当たり前であります。さらに民間教育事業の役割を拡大することも重要ではないかと思つております。先ほど言いましたように、カルチャーセンター等民間のセミナー、講習会等で学習したい人というのは非常に多いわけでございます。これにどう対応していくのかということも考えなければなりません。

それからもう一つは、生涯学習における地域格差の拡大を防ぐ必要がございます。これは生涯学習の振興が言われたときからあちこちで指摘がなされておるわけですが、どうしても条件のいいところが充実されてきまして、条件の悪い地域はそのまま取り残されるということになりかねない。具体的に言ひますと、大都市というのは人々の方からしますと学習機会に恵まれているわけでございます。小都市あるいは町村に行きますと非常にそういう点では恵まれないということがございまして、その格差を防ぐということのために私は民間教育事業の役割を拡大する必要があるかと思つております。

民間教育事業が公的機関、施設と協力して役割分担をしていく、なるべく地域格差を生じないようになしていくということがあつてもよいのではないかと。もちろんその場合には営利に走つては困るわけですから、今回の法案を見ますとその点のチェックがなされていくようですので、そういうチェックをしながら民間の教育事業等々にも一役担つていただいていいてはどうか。学校でも公立の学校と私立の学校があるわけでございますか

ら、もつと入つていただいていいんではないかというところでございます。それは、今回の法案ですと地域生涯学習振興基本構想ということになっておりますが、その点について私は賛成でございます。

以上四点、課題という点を挙げてみたのですが、最後に、生涯学習振興への期待を申し述べて終わりたいと思ひます。

生涯学習の振興というのは、漸進的アプローチで進めていただきたいと思つております。これは、生涯教育の考え方が日本ではいろいろ検討されるようになったときから言われていることであります。が、一歩一歩充実を図っていく、そのためには地味でも結構ですから基盤をしっかりとつくることから始めていただきたいというふうに考えております。この法案はそのような第一歩であろうかと思つておりますが、この法案がすべて生涯学習を振興するときのいろいろな条件を整備するということではないと私は考えておまして、第一歩であらう。したがひまして、今後、次々と生涯学習振興方策が打ち出されてくることを期待いたしております。

以上でございます。

○委員長(柳川寛治君) 山本恒夫参考人、ありがとうございます。

次に、山本隆一参考人にお願ひ申し上げます。

○参考人(山本隆一君) 私は、大阪で、学者あるいは文化人、あるいは社会教育、公民館の現場の職員の方々、それから一般の市民の方々が有志でこの社会教育研究所を構成しながら、社会教育の発展のために努力をしている役割を担つております山本でございます。現職は大阪府立城東老人ホームの施設長という役割も果たしております。そういう観点から意見を申し上げていきたいというふうに思ひます。意見は座つて失礼ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、この法案が持つ主な内容として、学校教育あるいは社会教育、それから職業教育、文化活動とあわせて、民間事業者の行う文化教育事業

業を包括的にとらえ、そしてその包括的にとらえたものを生涯学習として位置づけられているという理解をしているものであります。また、その推進を図るための方法がこの法案によつて提起されている、それ以外の何物でもないのではないかと、いうふうに判断をしているのです。それは、まずこの法案の中で生涯学習についての理念や目的が欠落している。そういうものが全く見受けられないという点では、甚だ法案としても、国民の側から受けとめることでは非常に混乱を来すものになるのではないかと、いう判断をいたしております。

また、この生涯学習を進めるための体制整備に對する国あるいは都道府県主導型という、これが主体的になる整備の体制づくりについてでありまして、このことがこの法案の中心となつていないのではないかと。しかし、この体制の整備と設置される審議会によつて統合整備されていくことが、私たちが最も危惧をする問題をはらんでくるのではないかと、このように考えております。

その危惧の一つは、憲法あるいは教育基本法、社会教育法が戦後一貫してきようまで現場の職員の皆さん方に支えられながら、市民あるいは地域の住民の方々の共感と合意を求めながら、社会教育活動や運動が積み重ねられてまいりました。具体的に何点を申し上げて御理解を賜りたいと思ひます。一つは、憲法にありますが、この法案の中に盛り込まれております民間事業者の導入による有料化、これをまず危惧するものであります。ここから心配されるのは、教育そのものが営利事業化の影響を受けるのではないかと、そこから社会的に弱者と言われている人たちが排除されるおそれもあるのではないかと、こういう点をまず危惧するものであります。

次に、法案の中で盛り込まれております、国、都道府県が主導的にこの役割を果たして、その実施団体あるいは広域性の中で市町村の自治という主体性が薄められていくことを二番目に危惧をす

るものであります。法案の中でも挙げられておりますように、特に市町村が協力を要請をされる、特に教育の立場から見ると、市町村教委そのものの協力の体制あるいは位置づけが全く不明確になっている。そこから、地方自治の確立のために、社会教育が住民とともに歩んできた、こういう積み上げができたものを根底から揺さぶられていくような危惧を私は持つものであります。

特に三番目に、教育基本法にあります教育の中立性あるいは非営利性、そういったものと、不当な支配に服することのない教育の確立、この辺のところから見まして、民間事業者の導入、あるいは国、都道府県の主導型による影響から、これまでの社会教育の行政あるいは住民の社会教育の活動が大きな影響を受けるのではないかと、教育分野の権限が弱まり、行政首長の権限が強化されるといふ教育重視の方向が生まれるのではないかと、このことを危惧するものであります。

四つ目に、社会教育法にあります社会教育関係団体は公の支配に属さないものという定義づけがありますけれども、この法案の中で行政に組み入れられるようなそういう仕組みがうたわれておることをまず危惧をし、官民一体化ということで社会教育あるいは生涯教育体制を形づくり生涯教育を推し進めるといふことが、社会教育法に言われている公の支配に属していくといふことが組み込まれていくことを危惧するものであります。社会教育関係団体の主体性があるからこそ民主的な社会教育がこれまで積み上がり、あるいは発展をしてきたのではないかと、このように考えております。

次は、基本構想あるいは実施の組織、これを見ますと、基本構想が国あるいは都道府県の基本構想の範囲の中におさめられていく。そういう中で、これまで自由に社会教育を、独自性を発揮し、そして専門性を発揮し、社会教育職員集団の役割が重要視され、住民の自治と参加、これが大切にされ、下からの組織づくりや計画づくりが大切にされてきた、このことが軽視をされていく方向に

陥るのではないかと。同時に、これまでの社会教育の法律の中でうたわれておりました環境醸成、いわゆる条件整備の面では、ハードな面になりますけれども、施設の充実あるいは職員の体制の確立、充実、そういったところが全くこの法案の中では、生涯学習を振興する上で最も重要だと考えられる面のこの部分が欠落をしているのではないかと、このように危惧をするものであります。

特に、教育行政が持つ独自性あるいは非営利性、それによって数多くの恵まれていない市民の方々の学習の場として保障されてきたそのものが崩れていくような、そういうおそれを抱くものであります。推進体制の整備というそういう統合化、こういうことでは必然的にこれまでの民主的につくり出されたものを排除されるようなそういう危険性を感じるといふ、そういうことを御指摘申し上げておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、きょうまで社会教育あるいは公民館の事業、計画を推進してこられた社会教育委員会あるいは公民館の運営審議会委員、これらの方々の役割と、それから改めてこの法案の中で盛り込まれております審議会の方々の役割とが非常に混乱を来すのではないかと、このように考えております。それは、これまで社教委員は教育計画を教育委員会に住民の立場から反映をさせてこられた。公民館運営審議会委員の方々は、公民館で行われる住民主体の事業の企画や実施について住民の立場での意見を持ち続けられ反映をされてこられた。このことが都道府県主体の審議会の手から離れていく、地域性が失われ住民の手から離れていくような、そういうものになりはしないかという危惧を抱くものであります。特に最後に申し上げておきたいのは、今なぜこういう生涯教育の振興に対する推進体制を急いで整備しなければならぬのか、そういうことを考えてみますと、二十一世紀を展望しながら、これから本格化する高齢化社会あるいは日本の国民全体の国際化、そういったものを根底に据えながら、

もっと大きな視野に立つ教育百年の計画を展望できるような、そういう生涯教育の発展を目指す法案を本当にこれからつくり上げていくということが大切ではないか。これこそが国家百年の計に結びつく生涯計画の中身に結びつくのではないかと。これまで積み上げてこられた社会教育の現場、あるいは住民の社会教育運動あるいは活動、そういったものをさらに発展させる、そういうことに結びつけられる、そういう法案にぜひしていただきたいと思ひます。私は、そういう意味からこの法案の中身には賛成しがたいという考え方を持っております。

あわせて、現在、法体系が社会教育を中心にありますけれども、その法体系のもとでも生涯学習の形態が保障され得る、そういうことが東京都を初め川崎あるいは長野、京都、各地方においても生涯学習の計画を持ち、具体的に取組みが進められている、そういう体制を補助しながら強化をし援助をする、そういう中身をぜひ法案を作成する中身に入れていただいて、先ほど申し上げましたハード面あるいはソフト面において、両面ともに確立を目指すような、そういう中身にぜひしていただきたいと思います。

以上です。
○委員長(柳川寛治君) 山本隆一参考人、ありがとうございました。

以上で参考人の方々からの意見聴取を終わります。これより質疑を行います。

なお、参考人の皆様に申し上げます。各委員の質疑時間が限られておりますので、恐れ入りますが、お答えはできるだけ簡潔にお願い申し上げます。それでは、質疑のある方は順次御発言願います。
○森崎孝子君 四人の参考人の方々、大変貴重な御意見をありがとうございました。いろんな御意見がありましたので、私お話を聞いておりまして、ますますこの生涯学習振興法という法案は本当に急いではいけな、たくさん問題点を

を抱えている、やはりもっとも国家百年の計ということから考えまして教育というのは慎重に考えていかなければならないということで、最後の山本隆一さんがおっしゃいましたが、なぜ急ぐのかというその気持ちを持ってきたところがございます。

それだけに、きょうの内容も初めてお聞きしましたので、その中でいろいろと感じましたところをまずお尋ねしたいと思います。
まず、吉崎参考人の方に、生涯学習の基本的な考え方として、いつでもどこでもだれでも何でも好奇を持った心でというふうな、大変素晴らしいお考えをお持ちで進めていらっしゃるということなんです、このいつでもどこでもだれでも何でもというのがこの法案で保障されますかどうか、そこをお聞きしたいというふうに思います。

○参考人(吉崎四郎君) いつでもどこでもだれでも何でも好奇の心で生涯学習というのは、先ほど申しましたとおりキャッチフレーズでございますが、これは一つの私どもの理想といえますが、こういう形で進めたいという願いを込めた文句でございます。

今回のこの法律案は、百点満点というふうな考え方からいけば少し足りないところがあるかもしれませんが、しかし、このような法案が今できたということについては、私どもが少し先走ってやっております生涯学習の一つの運動を推進している立場からいいますと、むしろ遅きに失しているというふうな感じをさえるわけでございます。今、日本列島に押し寄せております国際化、情報化、あるいはまた高齢化といったような大きなメガトレンドの中で、どんなにかつての知識というものが陳腐化していく。そういう中で、私たちはどんなに戸惑っているのかということを考えますと、できるだけ早い機会に生涯学習の基盤整備をするということ、これは行政の責任ではないかというふうに思います。
そしてまた、このようなものがある意味での先導的な役割を果たすということが大切なのであつ

て、今さらざる点だけを取り出して、こういう点が物足りないとか言っているような場合ではないんじゃないか。我々がこれからこの法案をさらによいものにしていくという、こういう前向きな姿勢が大切なのではないかというふうに思います。この法案がここまで完結するものだと私は考えておりませんし、これが出ることによって皆さんの意見がまた出てまいります。世の中は動きつつあるわけでございますので、いよいよ情勢にマッチするような方向で前向きに協力してまいりたいものだというふうに思っております。

○森嶋子君 富山県は大変教育県だということで、教育行政、教育委員会が大変しっかりしていらっしゃるの、そういうふうな取り組みが今までにできたと思うんですけれども、財政の面でも一括して財政が県においてまいりますから、その中で生涯学習もしろ、何もかもしろといった場合に、県の教育委員会の姿勢によって、そういうところに力を入れられない県もあるかもわからないというふうなことを思うわけです。

というのは、法案化に際して、国の機関が地方公共団体にも一般的な財源を持っているかというのを調べてみましたら、職員もふえてもいないし、これをするには必ず人が要るし、場所が要るし、それを調べて前回に質問しようと思って用意していたんですが、その中に財源が積算されていないんですね、人も何も。そういう中で本当にできるんだらうかということですね。それを大変心配しまして、審議会の構成とかメンバーを何人にするとか、地方交付税を中にとのよう積算しているかというのが入っていないんですね。それで、富山県のように、では生涯学習を強力にやりましようという県は、それはほかから取ってきていただけでもわかりませんけれども、そういう面から見ても大変心配だなということを感じます。

それでは、北條参考人にお伺いいたします。川崎市で大変社会教育ということで進んだいろんな体制がとられていて、住民を中心にすばらしい取り組みがなされていると思うわけです。この

のを見ていただきたら、平成二年度川崎市社会教育活動方針、その中の基本方針には、「民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、より豊かで活力ある地域社会の実現を目指す」、大変すばらしい定義がここにあるわけですね。それが今回の生涯学習法案の中になんというかは何人かの方が指摘なさったわけですが、これを中心にしてきちっと社会教育というものを今までに進められてきたと。そこに今回生涯学習というものが入ってきますと、今まで社会教育でやっていたのではないかと、ではその関連はどうなるのかということは大変心配するわけですが、そのあたり北條さん、御意見がございましたらお願いしたいと思っております。

○参考人(北條秀衡君) まず、今御指摘いただきました川崎市の基本方針につきましては、これは私も行政が勝手に決めたものではございません。これは私も行政が勝手に決めたものではございません。これは既にいろんな立場の人を入れたさいという、こういうきちっと社会教育法で決められた委員会でございますけれども、それらの委員の方々が集まって決めた一つの定義でございます。そういう意味では、今回の国の出された法案につきましても定義というものがあつて、やはり先ほど急ぐのかというのがあるかもしれませんが、まずその辺をきちんとして議論をしていかなければいけないんじゃないか。私も、生涯学習が振興することについては決して反対するものではありません。

ただ、先ほど私の事業の中で、市長部局でもいろんなものが行われているというふうに申しました。国においても、労働省、厚生省、通産省その他、いろんなところで行われているだろうというふうに思っています。あるいは民間でも行われている方もありますけれども、そういうものの統合した考え方を、ライフロング・インテグレート・エデュケーションというものがイギリスの生涯学習に対する考え方だそうですね。そういう意味で、生涯学習というものはもう少し統合的なきちんとした考えを持た

なきゃいけないんじゃないか。それじゃないと、この法案ではそれがわからないわけですね、ですから一体何を指しているのか。私もこれに述べられていますが、これは社会教育法あるいは今の教育基本法にのっとって十分できるものだというふうなふうに思っています。ですので、先ほどお話をありました財源の問題、人の問題等をきちんと配置していただけるならば、より充実したものができていく。そして生涯学習の観点で思いますれば、例えば学歴偏重が言われていますが学校教育の問題、問題あるいは学習権としての社会教育の問題、そしてその他で行われているいろんな教育の問題、それらを統合して一つの体系化をしていく、そのことがやはり国に求められていることではないかというふうに強く思っているわけでございます。

そういう意味で、ぜひそういうものの体系化なりをきちんとつくっていただきたい。それと同時に、その中には民間という言葉があまり使われていない、やはり公的なものとしての保障。例えば私もどで行っております学習の場には大変女性の方の参加が多々ございます。昔は、お子さんがおられますと学習に参加できないといううなことも多々ありました。最近では、それぞれの母娘の強い要望により、ほとんどの施設に保育室を設けてございます。ただ、残念ながら保育を公的に行うというところまでは至っておりませんけれども、その中で学習する人たちが今度は保育について学習して、自分たちで相互に学習に来たお母様方のお子さんを保育室でお互いが見る、そしてそのための勉強もしていく、こういうような形が今とられていくわけでございます。そういう意味で、私も、そういうお子さんがあつても学べる、あるいはいろんな社会的に弱い立場の人でも学べる、そういう公的なものというのをきちんと保障していかないと、どうしても今の大きな流れの中でそれらが埋没してしまう、そのように考えております。その辺のことまで含めてきちんとして保障できる法案というものをぜひ作成していくべきじゃないか、そのように考えております。

以上でございます。

○森嶋子君 今ちょっと女性の問題も出しましたので、続いて女性と生涯学習との関連ということで御意見をお聞きしたいと思います。

前の方は、吉崎参考人でしたか、男性が五で女性三、これはカルチャーにすると女性の方がふえるというふうなことでもございました。しかし、文部省のいろいろな見えておりましたら、いろんな女性の施設があるんですけども、全部それが婦人という名前になっているわけですね。それで、婦人か女性かというのを言っていますとまた長くなると思いますけれども、しかし婦人というのは、御存じのように結婚して子供もおる、そういう方を大抵指す。ところが、女性というのは若い女性もオールすべての女性を指すということになりますと、生涯学習ということは本当に小さいころからお年寄りまでとなると、女性という総称で呼んでいただきたいと思うわけです。ところが、女性は大変今御存じのように学習欲、要求が強まっておりますし、私も生涯学習ということは生きることにつながりますので、大切だと思います。

ところが、女性が本当に学習する機会が保障されているかどうかということを考えますと、大変だと思っております。多くの女性は家庭責任をほとんど持っております。家事、育児を持って、職場へ出たら男女平等に働かなきゃいけないわけですね。そういう中で、まだまだボランティアに参加したりとか、公的福祉や、家に帰ったら教育は母親任せという中で大変な重荷を負いながら、まだまだ職業能力の開発をしたいとか、私はもっと勉強して小説も書きたいとか、水泳をしたいとか、いろんな要求を持っておる。ところが、その人たちが行くためには、働いている女性が行くためには、やはり教育休暇制度であるとか、それから今北條さんがおっしゃいましたように、そこに学びに行つたときにちゃんと保育室があるかどうかというふうなことや、夫の理解があるとか家族の理解があるとか、いろんなものがなければ女性がそ

ういう生涯学習に参加できないのが現状なんです。

そういうのをこの法案では、それは女性にも生涯学習してもらいましょう、そしてそれを今度は社会に還元してそれを評価してもらいましょうとかいうことを言っておりますけれども、実際それができるかどうかということをもっと分析していただきたいと思います。

北條さんにもう一度お聞きいたしますが、つまり女性とかそれから高齢者ですね。もう一つ言わしていただきますと、高齢者ははっきり申しまして女性がほとんどだと思うんですね。男の方の方が先に亡くなりますので、残るのは女性ということになりますと、この高齢者の生涯学習というのは女性が八割ぐらいではないかと、こう思うわけです。統計によりましてそうなっておりますので、ごめんなさい、私が勝手に決めただけではないんですけれども、そうなりますと、その高齢者の女性、そういう人たちの生涯学習との関連ですね。つまり、近いところでないといけないね。近いところで、そして手軽に行けて、そこへ行けば学べる、市町村段階でそういう施設ができないと、大都市周辺に大きなビルを建てて、さあカルチャーです、スポーツですといったって、それは事実行けないですね。だから女性とか高齢者の問題、それからもう一つは障害者ですね。障害者の方の学習権の保障というのは大事だと思います。

岡山の例を出して悪いんですけども、岡山県で県立図書館をつくるということまではよかったんですが、そこに公文書の保存をするビルを建てて、その七階から上を県立図書館にするというんです。それで今図書館関係の人が猛反対しております。七階から上に図書館を建てて、だれがどのようにそれを広く利用できるかということにながってくるわけですね。障害者の方は大変です、お年寄りも大変です。何かあったときにすぐ避難するということができないわけですね。そういう障害者のこと、それからことしは国際識字年であるという、勉強したくてもできなかった

た人たちにどのように保障するかということ、それから外国人労働者の人たち、それから帰国してきた子供たちの学習権とか、中国残留孤児の学習権とか、そういう世の中で弱い立場にある人たちの学習権をどのように保障していくかということがこの学習については一番大事なんではないかというふうに思います。

そういうことについて、北條さん、ひとつ一言お願いしたいと思います。

○参考人(北條秀衡君) 今、森委員の方から、女性あるいは高齢者、障害者、それから外国人あるいは識字教育等、どのような形でそういう社会的な弱者と一般的に呼ばれている者に対して保障をしていくのか、川崎の現状を申し上げたいというふうに思います。

まず、女性が学ぶということについては、大変多くの要求が当然寄せられてきております。実際に、先ほど富山県の方ではカルチャー化すると女性があふえるという話がありましたけれども、私どもではむしろ現在既に六五％ぐらいの女性の参加がありますけれども、カルチャーというよりも、やはり生活の課題というものの追求が大変多くなってきたとおります。

例えば、今ちょうど募集しておりますけれども、こういうものがあります。ごみ箱の中から地球が見える、これは御多分に漏れず、ごみが非常に多い、あるいはリサイクルの問題等が起きてくる。それらの問題に地域として、生活課題としてどうとらえていくのか、その辺のことを企画委員としてのそういう女性の参加の方々のアイデアの中から、今そういう問題での学習活動が始まるようになっております。あるいは、一定の子育てを終えて社会にカムバックしたい、そのときの職業能力の開発等につきましても要望も現在は数多く寄せられております。

ただ、残念ながら現在の法体系の中では、職業能力の開発については労働省という形になっております。その中でも、私どもはいろいろな苦勞をしながら学級、講座等を持つわけですけれども、

本来ならば、やはりそういうものがこれだけ多く要求されてくる中では、先ほど申しました統合的にきちっとどこかでとらえられる、そういう場が必要なんじゃないかというふうに思っております。

決して、女性の問題は教育委員会だけの問題に限らないだろうというふうに思っております。私どもの市にも女性事業推進対策室というのが、前は「婦人」だったんですけれども、最近「女性」に変わりましたことしの四月からできております。その中でも、社会教育というよりも一緒に連携をしていく、そしてその連携の道筋を探っていく、やはりそういうことが今後非常に重要になってくるだろうというふうに思っております。

次に、高齢者の問題ですけれども、高齢者の学級もシルバード大学とか寿大学とか老人大学とか、いろいろな名称をつけて高齢者が生きるためのいろいろな学習ということもやりました。高齢者にとつての病気の問題あるいは宗教の問題、これは高齢者そのものに限った学習が多かったんですけれども、最近の要求はそうではありません。やはり地域の中で、あるいは家庭の中で高齢者がどう生きていくのか。例えば、学校に出かけていきまして、昔の子供時代やたいたいらな遊びを教えるとか、それは学社連携の中で今大塚川崎の場合、はやっているという言い方はおかしいですけれども、いろんなところで今行われている。そして、そのことを高齢者の教室の中で学んでいきたい。今の子供は何を考えているんだ、そういうことを高齢者の教室で学んでいく。あるいは地域においていろいろな諸問題。例えば、高齢者にとつてこの地域は住みよいかどうか、高齢者マップみたいなものを自分たちでつくっている学級、講座もあります。ここにはこういう福祉施設がある、ここにはこういう学習施設がある、あるいはここではこういう買い物ができるとか、いろいろな問題をつくりながら自分たちで学びながらそういうものをやる。そういうふうに、生きるといふことの中で高齢者も今さまざまな学習活動を行

行つてきている問題もあります。

それから、障害者につきましては、特に障害を持つ青年の養護学校なり、養護学校を卒業した後のアフターケアというのが、残念ながら今の学校教育では十分とは言えないだろうというふうに思っています。それらの方々が集まってレクリエーションをしたり、あるいはいろいろなことを学んだりという場のための教室をいろいろ持つております。あるいは、そういう教室を運営していくための障害者の青年教室のスタッフを募集という、ですからそれ自分たちで学びながら自分たちで運営していく、そういう募集事業も今行っているところでございます。

〔委員長退席、理事田沢智治君着席〕

それから、ちょっと長くなりましたけれども、識字年ということもありますので、その辺の観点、特に外国人の問題あるいは識字年のことで若干述べさせていただきますと思います。

川崎市では、昭和五十七年度から社会人学級という学級を行っております。ちょっと聞きなれない言葉だと思ひますけれども、これは社会人に対しての基礎学力、特に川崎の場合在日の朝鮮・韓国人も大変多数おります。あるいは、先ほど御指摘ありました外国からの労働者も多数おります。そのような問題の中から、社会人学級というものを開設しております。特に、日本に何十年も住んで日本語を学ぶ機会がなかったという在日の方々からは大変高い評価を受けてまして、あるいは出席も大変よくございまして。年齢的には、それこそ学齢を通過して六十、七十を過ぎて日本語を学んでいるという方も大変多いわけでございます。昨年の例ですと、その学級には三十五名の方々が参加しております。そして、そのうち二十二名は外国人でございます。今申し上げましたように、在日の朝鮮・韓国人を初めエジプト人、ブラジル人あるいはニカラグア、台湾、いろいろな国の方が参加している学級がございまして。そして、その中で主流がやはり識字ということになっていくんじゃないかというふうに思っております。

このように、大変表面的にはどこでもやらないような活動というものを内在的にそれぞれの学習者が持っているわけでありまして、それらをどう要求をとらえて対応していくのか、その辺に公的な役割というものが強くあるんじゃないかというふうに思っています。

以上でございます。

○森幡子君 今のお話を聞いておりましたら、もう何か生涯学習というのは社会教育の分野で、本当にそれぞれの県が、市が工夫して、地域の住民を中心に組み立てられていることを痛感いたします。そして、学ぶという、学習の権利というのは、やはり弱者の人たちやいろんな方たちを含めて公的に保障することが一番ではないかと思うんです。ところが、その中に民間事業者を入れる、民間活力を導入するというふうなことがこの法案の中にうたわれているんですけれども、そうなった場合にどうなるかというのはいま皆さん御想像なさったらわかると思うんですが、そんなに人もない過疎地に大きな建物を建てるわけでもないし、やっぱりお金のおかる大都市に、人の集まるところにそういう業者というものは、企業は建てていくわけですね。そういうことで大変心配をするわけですが、そういうあたりについて山本隆一参考人、どのようにお考えですか、お願いします。

○参考人(山本隆一君) 私たちもまた一番大きな危惧をするところがそれでございます。国民の地域に住んでおられるとひとしく機会均等に教育を受けるということが大きな責任ではないかというふうに考えておるわけでございます。振り返って見ますと、戦後、自治体財政が非常に窮乏した時期、昭和三十年代でありますけれども、この時期には工場誘致やあるいは大企業誘致で各自自治体が競争をいたしました。全国的にこれは起こったことでございます。また今回、四全総との関係で見ますとリゾート地域の開発が非常に地域で取り組まれてまいりますと、企業の争奪

戦が起こるのではないかと。その上に、生涯学習振興のためのこの法案が通りますと民間事業者が教育の分野に非常に大きなウエートを占めてくるということになってまいりますと、特に過疎地など地方ではどの企業が来るかによってその教育の水準や中身が決められていく。ひいては、その民間事業者によってその地域の教育内容までも規制をされていくのではないかと、こういうことを一番危惧をしておるわけでございます。こういうことがるる予想をされるということも含めまして、何とかその辺は公的に国や都道府県が本当に指導性を発揮していただきながら、そういうことの起こらないように、日本どの地域に住みましても同じような水準の教育がすべての人たちに安心して受けられるような条件づくりをしていただく、このことが目下急務ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○森幡子君 では、続いて山本恒夫参考人にお伺いしますが、民間教育事業は地域格差を防ぐというふうなことをおっしゃったんですが、私も拡大するのではないかと、このように、今おっしゃったように本心に心配しているわけですね。ですが、それを防ぐんだと、基盤をつくるのが第一歩であるというふうな御意見でしたので、そのことをひとつお伺いしたいと思っております。どういうお考えでそのようなところが出てきたのか。

○参考人(山本恒夫君) 申し上げます。

地域格差の問題というのは先ほど申し上げましたのですが、民間の事業者というが、今さしあたってはカルチャーセンターというところで限定して申し上げたいと思っております。カルチャーセンターの関係の方々にいろいろ話を伺っていますと、関係の方々は必ずしも営利だけを追求してもうかばいいという主義ではない、やはり教育事業、文化事業というふうなことでいろいろお考えになっているところがございまして、それでもある程度損をしないというふうなところがあるのであれば協力することにはやぶさかでないという意見

見を私どもたくさん聞いておるわけでございまして。ですから、先ほどの公的な社会教育等々に協力してもらえるところはほとんど協力してもらったかどうか。今申し上げましたことにつきまして、大分前ですけれども、雑誌の座談会でカルチャーセンター関係の方々が発言したのがございまして、決して私が勝手につくった話ではございません、ちよっときょうはそういう資料を持ってきたおりませんけれども、公的なそういう機関の方々はどうぞ遠慮なくいろいろ申し出てくだされいとまと言いつついる方々がいらつしやるわけでございます。そんなことを背景にしながら申し上げているということでございます。

○森幡子君 それでは、今山本恒夫参考人のお話の中で、学習したくてもできない人々がいる、本当にたくさんいらつしやるわけですね。その理由として、忙しい、費用がかかる、身近なところに施設がない、こういうことをおっしゃったわけですね。これは本心に私どもが考えている問題点なんです。それで、じゃ忙しい人たちの学習を保障するためにはどうしたらいいか、それから費用がかかることは、民間活力を導入したら費用がかかりますよ、たくさんお金が。お金のあふれる暇のある都会に住んでいる人しか行けないんですから、これが本心に生涯学習につながるかどうかというのは問題があると思うんですね。それから身近なところに施設がない。これはもちろんそうですよ。民間活力を導入すると、そんな過疎地へつくらないということなんです。この対応が必要だと、このようにおっしゃったわけですが、もう一度御意見を伺いたいと思っております。

○参考人(山本恒夫君) 申し上げます。

今の点でございますけれども、今回の場合には私の理解では、この法案では、民間業者がこの基本構想で地域でサービスをする場合には税金関係で優遇されるというふうな読み取っております。そういうふうなことの関係で、今までのカルチャーセンターの費用、五千円とか六千円とか七千円というところであれば無理であるかもしれませ

んけれども、もうちょっと安くということでもできれば、そういう方面に行きたい人はもちろん行くということがあるだろう。しかし、私はそのことを今申し上げておきますのは、それだけでいいと言っている人ではなくて、そういうような民間の活力も導入する必要がある。逆に言いますと、それでは公的な社会教育その他だけで全部要求にこたえられるのか。これは物すごくお金がかかるわけですね。それができればいいんですけれども、果たしてできるんだらうかということをお考えするものですから、今のようないくつかの体制をつくってはどうかというふうに言っているわけでござい

す。先ほどの、忙しいとか費用がかかるとか、その他いろんなことがございましてけれども、これらについてはまた新しい学習方式等々も考えていく必要があると私は思っております。

具体的に申し上げますと、学級、講座へ参加するということだけではなくて、家庭にあっても学習をし、またうまく時間がとればそういうところに参加するとか、そういうものを組み合わせた方式の新しいやり方も開発していく必要があるんじゃないかというふうな考えております。忙しいから勉強できないといいますが、忙しいから勉強している人はいるんですね。工夫してやっている人もいます。しかし、そう言ったってそれは無理ですから、今忙しいということを抜きにして考えられませんか、忙しい中でも勉強できるやり方というのは考えていく必要があると思

います。具体的に申し上げますと、私どもが今取り組んでおります先ほど言いました学習メニュー方式というんですけれども、三歳児を長子に持つお母さんたちに勉強してもらったわけでございまして。三歳児を長子に持ちますと、その下にゼロ歳児がいるかもしれないわけですね。今まで一番取り組みにくいところなわけです。あるところで実験をやりましたところ、五十四人ほど登録がございました。それは、学級、講座へ行っても結構です、それか

らビデオ等でも結構です、いろんな方式を入れて結構ですというやり方でやりましたところ、所定の回数を終了した方が五十二名でございました。普通でしたらとてもそこまではないんですけども、そこまでするって、お母さんたちもまた喜んで次の勉強に取り組むという姿勢が出てきております。それは一つの例ですけれども、何か工夫をしていかないと、忙しいからだめだ忙しいからだめでは済まないというふうになっております。

○森嶋子君 忙しくて勉強している人もいるというところはもう大事です。私も美術専門で絵をかくておりましたが、もう忙しいときほど絵がかけるんですね。暇だからといって、じゃ時間があから絵をかけるというんじゃないで。それはわかるんです、それはその人一人一人の心意気でございませうけれども、じゃなくて、やっぱり国が公的にどう保障するかというところが問題ではないかというところを大変心配しているわけです。全体として、国とか都道府県主導型の学習体ということも問題でありますし、経済界、教育産業主導型の学習体制であるということも大変危惧しているところでございます。

そこで、最後に北條参考人にお伺いしたいんですけども、いつでもだれでもどこでも何でも、これはすばらしい言葉だと思ふんですけども、その目指す生涯教育といいますが、これから私どもが、ここにいらっしゃる方はみんな通る道でございませう。ずっと地域に戻って、本当に生きる糧として生涯勉強していきたい。みんな年寄りになるんですし、そういうときにどういう姿であつたらいいかということですね、そのことについて北條さんお願いいたします。最後に四十一分までお願いいたします。

○参考人(北條秀衡君) 今、いつでもどこでもだれでも何でも、という生涯学習の基本的な考え方がございます。そのことについて私の意見を述べさせていただきますというふうに思います。その前に、先ほどカルチャーセンターの話がちょっと出ましたけれども、私もカルチャー

センターが近所に多数あります。私も社会教育主事の研修会とときに、カルチャーセンターの所長を呼んでいろいろとお互い意見交流をいたしました。実際にカルチャーセンターは余りもうかつていないのでございます。もうかる講座もありまされども、講師の謝礼を払う程度で終わってしまふ。一つは、公的なものであれば講師の謝礼が比較的安いんですけども、カルチャーになると非常にそういうものが要求されるというようにな問題もあります。その中で、お互いがお互いの学習する人を取りつこうというふうな感じはどうでしょうかということにつきましては、それはないとはっきり断言いたしました。

学習する意欲のある人を多くつくっていただく、それは公的な社会教育の場をどんどん広げていただく。先ほど述べました、いつでもどこでもだれでも、そういう場所をどんどんつくっていただければ、学ぶということを目指す人がどんどんふえていく。そして、公的なものではやはりできない部分も多いわけですが、ある特殊ないろいろな問題になってくれば、あるいは大変高度な問題になってくれば、例えば語学なんかでも、非常に特殊な語学というのは教育の中ではなかなか参加者も多いわけじゃないで、なかなかやっていけない。そういうものについてカルチャーの中で今度は目指していく。そういうふうなことから互いのフィードバックができていけばこれからの生涯学習社会というのは成り立っていきまされう。そういう社会が理想じゃないですかというふうなことを言っております。

私も、確かに生涯学習は社会教育だけですべてが賄えるとは思っておりません。そういう意味では、今忙しいというところを出ましたけれども、やはりそのことについては多くの議論があると思ひます。特にリカレントという場で、大きなリカレント教育ということで、労働者の忙しい働き過ぎの我々にとつての有給の教育休暇というものを制度化しなさいという要求が、これは別の観点から出されているというふうに思っております。そう

いう意味では、ぜひそういうものを含めた生涯学習体系というのをつくってほしいわけです。そのことによって初めて我々がそれぞれの生きる、それこそ先ほどおなかの中の赤ちゃんの学級の話もしましたけれども、それから高齢者に至るまで、どんなところでも、あるいはそういう意味では逆に費用がかかるかもしれません。例えば、高齢者の寝たきりの人でもいろいろ学びたいということはあるだろうと思ひます。あるいは本を読みたいということもあるだろうと思ひます。今なかなかそこまでするっていいというところは現在の制限のある教育行政の中ではできていない部分も多うございませうけれども、そういうものをきちんと保障をしていく、そしてそういうシビルミナムのな保障ができていくならば、それが全体のアップになっていくだろうというふうに思っています。

〔理事田沢智治君退席、理事石井道子君着席〕

私も、民間の教育産業が隆盛になることを決して否定しません。ただし、公的な社会教育あるいは公的な学習、そのこともそれぞれが保障されていく。そういう意味ではより時間をかけて、この生涯学習への移行の中には当然学歴社会の問題も出てくるわけですので、そういうこと、あるいは労働者教育の観点、そういうものをもっとしっかりと議論をしてほしい、恐らく中教審の答申の中にも一部そういうものが出てくるわけですから。それらのことを省いてこの法案が出ているということについて現場としては大変危惧を抱いていますし、混乱が起きてしまふんじゃないかというふうな思っているわけですね。ですから、そういうものを統合しての生涯学習の体系をぜひつくっていただきたいということを重ねて申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

○田沢智治君 きょうはお忙しいところを参考人の皆さんに御出席をいただきまして、よりよい法案をつくるための貴重な御意見をちょうだいしておるのでございますが、私の時間が二十分という

ことで少のうございませうので、多くの先生方に公平に聞こうと思つておたつたのでございますけれども、その時間がございませうので、吉崎四郎参考人と山本恒夫参考人、お二人に絞りましたして質疑をいたしたいと思っております。

今日、私たちを取り巻く社会全体を見ますとき、国民の所得水準の向上や自由時間の増大、そして高齢化社会の進行等に伴い、お年寄りから若者まで大変強い学習意欲を持っていることは周知のとおりだと思ひます。そこで、このような人々の生涯にわたる学習が適切に行われるような体制整備をすることが国政を担う我々にとって重要な課題の一つであるとの認識を私たちはしております。

そこで、まず吉崎参考人と山本恒夫参考人に御質問いたしますが、生涯学習の振興のための推進体制について、どのような観点に立つて特に整備を必要としておられるのかどうか、ひとつ要点を絞ってお答えをいただきたいと存じます。

○参考人(吉崎四郎君) 一つは、生涯学習というのはやれと言われてやるようなものではなくて、やりたいからやる、くどいようですが好奇心を持ってやるということが基本にあるんじゃないかと思ひます。最近、ニーズということがよく言われますが、この場合はニーズでやる行政ではなくて、むしろウォンツでやる。ウォンツの裏づけのないニーズというのは、生涯学習行政には余り意味はないんじゃないかというふうに思ひます。したがって、国民の自発的な意思によってやる。かつて臨教審の方で生涯教育よりも生涯学習だという言葉が出てまいりましたが、その違つところは、生涯学習というのは学ぶ側に立っている、ラーナーの立場に立っている。生涯教育というのはプロバイダー、供給する側に立っている。見方の違いはございませうけれども、この辺が私は非常に大切な点ではないかというふうに思ひます。それから二つ目は、国と県と市町村がそれぞれの役割に応じた体制でもつてやっていく。これを同一に、一緒に考える必要はないわけであり

まして、市町村の場合は住民と直結した立場というものがあつまして、そういうところまで一々法律で縛るといふことは好ましくない。そういう点でこの法案はうまくできているんじゃないかというふうに思います。

三番目は、何といつても教育という問題で縦割り行政というのは非常に大きな支障を来します。そういうわけですから、例えば各都道府県でも、各都府にまたがる生涯学習の問題というのはあくまで教育委員会が主体になって連携をとるとのこと。それから、市町村との間にでも連携をする、あるいは経済団体とかいろいろな民間の団体、もちろん図書館、公民館等ともお互いに連携をとり合つて進めていく。これはもう私どもの県で実証済みでございますので、こういうやり方をぜひお勧めしたいと思つております。

四番目は、学習情報の収集とか提供というものを的確にかつ迅速にやれるような施設、設備をつくるということでありまして。そのためには、やはり生涯学習センターのようなものをいち早くつくつて学習サービスに努めるということが大切だと思ひます。

もう一つ、教育というものは一人が百歩進むということも非常に大切であります。百人が一歩進むということ、これを欠くことはできないと思ひます。生涯学習の場合には、どちらかといひますとやはり百人が一歩進めるという点でこれから大いに威力を発揮していくのではないかというふうに思ひます。

以上でございます。

○参考人(山本恒夫君) 申し上げます。

私も、生涯学習という場合にはやはり国民の自発的意思が尊重されるべきであります。それから国民の学習ニーズ、学習要求等々に基づく体制づくりが大事だといふふうに考えております。しかし、これは総論として言うことは非常に簡単なんですけれども、実際にやるとなると大変でございます。今までもそういうことは常に言われてきているわけですが、それじゃニーズの把握とい

うことできちんと調査がなされたりしているかといひますと、なかなかさういふかといひます。今回の法案で、その自発的意思のことは二条に入つておりまして、また先ほどのニーズに対応していく必要があるといふことは第三条に入つておりますので、この辺のところをぜひきちんと実行していただきたいといふふうに思ひます。

それからもう一つ、やはり今吉崎参考人の方からもお話がありました。国とか都道府県とか市町村といふのはそれぞれの役割があるんだらうと思ひます。ですから、その役割に応じて体制を整備していくといふことは非常に大事で、その辺の努力をしていただきたいといふように思ひます。これも今回取り上げていただいているように、生涯学習という場合には非常に幅が広くて、学校教育、社会教育、さらには文化活動その他いろいろなどところと関係がございます。したがって、そのいろいろな領域と連携を保ちながら生涯学習を進めていく、そういう体制が必要で、やはりその場合の中心は文教行政だらうといふふうに考えておりますので、その辺もしっかり押さえていただくだういふ体制にしたい。大体今回そういうところは押さえていただいているように思つております。

○田沢智治君 両参考人の意見を聞きまして、大変参考になったと思ひます。特に、国民の学習意欲が多様化する中で、その欲求に対応して生涯学習の振興に関する国、都道府県、市町村の推進体制を確立していくこととすることがこの法律案の趣旨であります。この法律案に盛り込まれた国の生涯学習審議会、都道府県生涯学習審議会及び市町村の連携協力体制についてどのようにお考えになられるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(山本恒夫君) 申し上げます。

私は、この生涯学習審議会といふものには大変期待いたしております。具体的に申し上げますと、生涯学習施策相互の連携協力が今非常に重要だと

思ひます。

例を挙げた方がいふかと思うんですが、昭和五十年代の半ばぐらいに、生涯学習推進といふことであちこち小さな町等々にお伺ひしたときに言われたことで今でも印象に残つてゐるものがあるんですが、ある高齢の方が手を挙げまして、一体これはどうなつてゐるのかと言つて、何かといひましたら、ゲートボールですね、そういうところですから役場といふことになりましたが、役場がこれを用意してくれる。二日続けてあつて、最初の日は弁当がついて、それでもつてやらせてくれた。翌日同じことを今度は弁当なしでやつた。一体これはどういふことだ、同じことをやるのは何だといふことになりました。これはやはり連携協力、調整が必要なのですね。

ところが、そういう場がない。今までですと、幾ら教育委員会が一生懸命言つても、それは縦割り行政ですから言うことを聞いてくれないといふところがあるわけです。したがって、こういう審議会をつくつて、それも公的に裏づけられた審議会にしたい。そういうところで今のようないふことを審議していただくといふようなことがぜひ欲しいといふように考えております。

市町村の場合といふのは本当に人口規模もいろいろございまして、いろいろ事情も違ひます。私も小さな町等々にお伺ひしていろいろ御協力することもあるんですが、そうしますと、法律等で一律に決めてしまふといふのはちょっと酷ではないか。いろいろな事情に合せていろいろな形のものをつくつていただいた方がいふのではないかと。大体この場合ですと努力義務といふことになつてゐると思ひますが、こういう機運を置く努力を促すといふことでやつていただければ、市町村の方はそれでいろいろ独自のものをつくつてくださるのではないかと。やはり、こういうものは地域ごとの独自性があつた方がいふと考えております。

以上でございます。

○田沢智治君 吉崎参考人にお聞きいたします

が、学習活動が地域でいろいろ盛んになつておりますが、学習意欲を持つ者がどこに行つたらどのような学習機会があるのかを知りたいといふことも多くなつてゐると思ひます。このような生涯学習に関する情報の収集、提供や、一つの市町村などではなかなか対応しがたい学習の機会の提供あるいは学習の方法の開発といふものについては、都道府県レベルである意味でリーダーシップをとつてもらひながら、多くの人たちが参加できるような、末端組織の人たちをしっかりと網羅できるような整備を図ることも私は必要ではないだらうか、そう考えます。

この法案も、都道府県の推進体制の整備を図ることがうたわれておりますが、県民全体の生涯学習といふことに携わつてゐる参考人は、その点肌身で感じて、どうしたらより効果があつたか、期待したけれどもこの施策は余り効果がなかつたといふような体験があるかと思ひますので、そういう失敗的なものがあればそういうものも含めて、こうしたよりよいものになるといふふうに思われる点がありまして御指摘をいただきたいと思ひます。

○参考人(吉崎四郎君) 生涯学習情報をいかに県の隅々まで行き渡るようにするかといふことは、大変重要な問題でございます。私も、生涯学習センターといふものを県民カレッジにしましたのが一昨年でございまして、初めはセンター機能として情報提供に重点を置いていたわけでございしますが、コンピュータを一つ備えたら情報が行き渡るというものでは決してございせん。やはり学習情報といふものは、それに参加することによつて口コミによつてかなり伝わっていく。そういった、そういう講座に参加することによつて友達ができ、あるいは討論をする相手もできてますますよくなつていくわけでございまして。

私の県で調査しました、生涯学習にあなただけを求めますかといふアンケート調査によりまして、一番多いのが個人的な意見でございまして、社会、個人と分けますと、個人の自分としての生

きがいを求める、こういうのが四〇％でございます。それに負けないくらい多いのが、地域文化の向上に役立てたい。つまり、自分が住んでいる町や村の町づくりとか村おこしに参加したいんだ、そのために生涯学習に参加したい、こういうわけでございまして、これは恐らく富山県だけではなくに全国の地域で言えることではないだろうかというふうに思います。私もでは、この学習情報というものを県下の隅々にわたらせるために生涯学習リーダーバンクというものを備えまして、そして今小さなコンピュータですけれども、それでもって公民館とかあるいは経済団体とかいろんなところと結びながら、例えば講師交渉のこととかあるいは会場、設備、施設等の案内を努めてわかりやすくやっているわけでございますが、「富山の生涯学習」というようなパンフレットも出してまして、刻々とした学習情報を提供しているわけでございます。

以上でございます。

○田沢智治君 最後にもう一点吉崎参考人にお聞きしたいんですが、私は生涯学習を幅広く進めるためには、まず推進体制をしっかりと整備しなきゃいかぬと思うんです。それから、学校教育、社会教育、文化活動等の関連施策の連携協力が図られないと実益は上がらないと思っております。国民の学習欲求の動向にこたえる施策が一步步進められることが大切であり、その意味でこの法案を国が整備し提案したわけでございますが、このような連携協力体制というものをより効果あらしめるにはどういったところに留意すればいいのか、お聞かせをいただければと存じます。

○参考人(吉崎四郎君) この連携をとる場合というの、やはり人と人が直接に出くわして肝胆を吐露するというのが非常に大切ではないかと思えます。とかくこの情報化時代には、便利な機器を使って話せばわかるというふうに考えがちでございまして、必ずしもそうはいかない。同じ県庁なら県庁に勤めておりまして、教育委員会と他の部局との間に何かわだかまりがで

る、人の予算に手をつけて取っていくんじゃないかというふうな誤解を生んだりするわけでございまして、ましてや県と市町村あるいは県とその他の民間のいろんな団体、そういう場合には必ず会ってよく確かめ合って誤解のないようにお互いに協力をすべきだろうと思えます。まあこう言ってしまうと当たり前のようなことでございすけれども、実際に私もがこのような生涯学習行政を進めていく上において、非常に単純なようなこととてございすけれども、お互いに肌身で確認し合う、こういうことが大切なのではないかと思えます。

○針生雄吉君 私の持ち時間も二十分でございますが、四人の参考人の方にそれぞれ御意見を伺いたいと思えます。

最初に吉崎四郎参考人、引き続き申しわけございませぬけれども、富山県が教育先進県としてそういったバックグラウンドを持ちながら、生涯学習についても先駆的な活動を展開されたということでございすけれども、その二十年間、吉崎先生が直接タッチなさったのは二十年以上かまわかりませぬけれども、そういう富山県の生涯学習の活動の中において、今まで最も問題とした点は何か、困った点は何か、

(理事石井道子君退席、理事田沢智治君着席)

先ほど縦割り行政の弊害というようなお話もございましたけれども、その点について伺いたいと思えます。

○参考人(吉崎四郎君) 申し上げます。

一つは、私自身教師出身でございまして、役所という世界へ入りまして行政官といろいろと話し合ううちに、初めはやはり異和感のようなものがございます。教育委員会からほかの部局へ入ってまいりますと、少し疑心暗鬼のようなところもありまして、なるほど縦割り行政というものは難しい。しかしこれは反面それぞれの部局が責任を持って自分の仕事をなす遂げることのありわれであるということがわかりました。お互

いにいがみ合うというの善意に基づくものであり、こういうところを確認しますと、お互いに連携するということも大したことではないと、今はそのような気持ちで対処しているわけであります。

もう一つは、社会教育課というのが富山県の中にあるのに、なおかつ生涯学習室というものが両立していたために、いろいろ細かい点で問題があったかと思えます。しかし、それは社会教育法にしましても今度提出されておるものになりました、大局的に見ますと精神は一つでありまして、国民の教育レベルを上げる、みんなが幸せをつかむというふうな点では私はほとんど違わない、その精神において変わりはないというふうに思えます。

教育施策というものは、この十八年間教育行政に携わって見まして、あるいはまたアメリカやヨーロッパ八カ国の教育事情を視察させていたなかからクイズ百点満点みたいなわけにはいかないで、何かに力点を置くとどこかに欠陥を生ずるというふうなことがあるわけでございまして、初めから満点なものを願うよりも、これから少しずつよくしていくというふうな前向きな姿勢で教育問題を考えるということが現在私たちにあって一番大切なことではないかと、こういうふうに考えている次第でございす。

○針生雄吉君 ありがとうございます。

次に、北條秀衛参考人にお伺いいたしますけれども、先ほどのお話の中にも、生涯学習を進めていくにおいて民間教育産業の活用、それに関連しまして大都市に集中するのではないかとその他の疑問がある。それから、住民自治の確立という点からも非常に不安であるという、そういう御意見を承ったわけでございすけれども、今までの御活動の中において、本法律が制定されたときそういう面において特に危惧されるところ、具体的なところで構いませんので、ありましたらどういふ事例があるかということでも構いませんの

で、お教え願えればと思えます。

○参考人(北條秀衛君) 今、民間教育産業の活用あるいは住民自治の確立についてどういふ不安があるかというお尋ねでございすけれども、一つは民間教育産業の活用ということもありまして、これは連携ということで今までもいろいろやっておりますけれども、今回の法案ではむしろ民間事業者という、教育の字が抜けているんだらうというふうに思ふんですけれども、このことが一体何をあらわすのか一つはよくわからない。民間教育産業との連携ということであれば、これはまだ考える余地もありますしいろいろあるんですけれども、民間事業者の能力活用ということについては教育委員会としてはよくわからないというのが実際です、もしそれに一步譲って民間教育産業の活用でも、それがお互いやっていくというふうなことは共存できるだらうというふうな思っています。現在も共存しているわけでありまして、それらを一緒にする必要があるのかどうかということについては非常な疑問を持っています。

私も、そういう意味では公的な社会教育として、先ほど言いましたように権利として考えていくならば、別にお金を払わなくてもできるようないろんな求めに応じての学習を教える。民間の教育産業の場合に、今まで私が知っている中では無料で教えてくれるところは一つもありません。むしろ、徐々に高くなっていると言った方がいいかもしれません。ですから、そういう意味では、有料で受益者負担が非常に大原則となるようなものについての不安があります。

それからもう一つ、住民自治の確立ということでございすけれども、都道府県の業務ということで事業あるいは基本構想ということで出されまして、でも、実際には行政単位は市町村で行っているんだらうと思ふんです。広い県の中で一つや二つの推進センターをつくったからといまして、そして県民を直接対象に授業を行うということについては、これまでの行われてきた基本的な自治の原則から外れていくんじゃないか、むしろ

国なり県なり市町村の役割というものはつきりさせた方がいいというのが私の考えであります。

先ほど、法律をつくらんと縛るという考えがありましたが、私はむしろ学習権という観点からいえば保障するという法律が欲しいわけですが、縛る法律ではなくて、それは、教育基本法でも今の社会教育法でもそういう形になっております。決してそれは縛られるというよりも、それぞれの住民の自発的な学習を保障しているんです。ですから、そういう法律が特に欲しいということですが、今回はそれが非常に欠けている、そのことがやはり住民自治にとって非常に危惧である、このように考えております。

以上でございます。

○針生雄吉君 ありがとうございます。
次に、山本恒夫参考人にお伺いしたいと思いますが、先ほどのお話の中で、いろいろ生涯学習に対する住民の要望、希望の多様化というものがあつて、その多様化に対応するためには行政だけでなく民間活力、民間教育機関の強化拡大ということも大変重要であるというお話があつたわけですが、その中でも、そういう国民の要望というものがあつた中において、高等教育機関、特に大学とか大学院とかあるいは短期大学も含めて、そういう高等教育機関がそういった国民の高度な多様化された要望に対してどう対応していくべきか、そういうことについて御意見があればお話し願いたいのです。

○参考人(山本恒夫君) 申し上げます。

民間活力のということがございましたが、ちよつと先にそれを申し上げますと、高くなるというところでございますけれども、話を聞いておりますと、今地価の高騰で場所代がどんどん上がつちやいますね。ですから、それさえないけれどもちよつと安くできるという話を伺っております。

それから、今の高等教育機関でございますけれども、私はこれからは高等教育機関が積極的に生涯学習のいろいろなニーズに対応していくべきではないかと思つております。その点に関して言ひ

ますと、高等教育機関が従来のままで余り対応できないところもあるのではないかと思つております。具体的に言いますと、今までの高等教育機関というのは準備教育機関なわけですね。年齢輪切り対策になつていまして、十八歳前後になりますと入つてくる、それを教育して社会へ出すという仕組みになつておりますから、成人の方々が転職するとか何かのために、あるいは教養を得るために入つてくるとか、それを利用するというのはいいんですが、そういうようなことになつて力をつけたいとか、そういうようなことになつてまいりますとちよつと今のカリキュラムでは合わない。ですから、これからは高等教育機関も大学の生涯学習センター等々を開いていただいて、積極的に複線型のカリキュラムにしていだいて、積極的な学習のニーズに合うような内容のものを提供できるようにしていっていただきたいというふうに思つております。

○針生雄吉君 大学院なんかについても同じようございませうか。
○参考人(山本恒夫君) 大学院についても同様でございます。ただ、大学院の場合には今のところやはり現職教育的な色彩が非常に強いわけでございます。したがって、今申し上げました現職教育的なカリキュラムを一層鮮明に打ち出す必要があると思ひますが、私ども筑波大学も夜間大学院を開いております。これ大変需要が多いのでございませうけれども、その場合にも筑波地区に置いております大学院のカリキュラムと東京の大塚で社会人のために開いておりますカリキュラムは違つています。現職教育用にはカリキュラムを組んでいられるというような体制をとつております。大学院もこれからは積極的にやはり社会に開かれていくべきではないかと私は考えております。

○針生雄吉君 ありがとうございます。
次に、山本隆一参考人にお伺いしたいと思ひます。

先ほどのお話で、生涯学習の振興そのものにつ

いては何も反対すべきものはないのであるけれども、なぜ急ぐのかというお話がありましたけれども、その点について、なぜ急がなければならぬのかという疑問点について特にどういう危惧があるのか、その点についての御意見をもう一回お話しください。

○参考人(山本隆一君) 私は、なぜ今生涯学習の振興を慌てて法制化をしながらやらなければならぬのか、早急にこしたことはないというのは、同じ思いは皆さん方にも国民の側にもあると思うんです。しかし、その法律がそういう国民の願いや動きやあるいは将来を考えると本場に役に立つ法律なのかどうか、これが判断基準ではないかというふうに思ふわけです。ただ、今のところ、国際化やあるいは高齢化社会がこれから非常に重くかぶつてくるという状況、こういう時期に慌てて今のような推進体制をこしらえるよりは、もっと基本的な理念、目的を明確にしながら、国民がこぞ生涯学習の体制に協力し得るような中身にしていただきたい。そのためには、国民が持つ基本的な生存権を踏まえながら、生涯生きていくよかつたと思ふような体系、体制が必要ではないのか。そのことが守られるような、またそのことを守ることを国民が知り得るような、そういう中身にぜひしていただきたい、このように考えているわけでございます。

○針生雄吉君 ありがとうございます。
次に、四人の参考人の方々に放送大学に関しましての御意見をお伺いしたいと思ひます。

どこでもだれでもどこからでもというテーマに非常にびつたりした生涯学習の体系として、放送大学構想というものが推進された実施されているわけでございますけれども、放送大学の今までの実績を踏まえ、あるいは今後の構想というものも含めまして、参考人の先生方それぞれのお立場からの御意見を放送大学というものに絞つてひとつお願いしたいと思います。吉崎四郎参考人から。

○理事(田沢智治君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○理事(田沢智治君) 速記を起こして。

○参考人(吉崎四郎君) 大変残念なことに、千葉の幕張で行われております放送大学の講座は私も富山県には参りません。

○理事(田沢智治君退席、委員長着席)
非常に不満、不服でございますが、しばらく気長に待つより仕方がないんじゃないかと思つております。

私も今県民カレッジでやつております放送講座は、民間放送が二つ、そしてFM放送、これはラジオでございますが、これを利用してやつておるわけでございますが、県下全域にわたつて大反響が大きいようございまして、これこそいいまして、できるだけ早く関東以外のところにも放送大学の講座が見られるようになることをここ要望いたしておきます。

○参考人(北條秀衡君) 簡潔に申し上げたいと思ひます。

個々で受信して学習するよりも、やはり集団で視聴して学習する方が非常に効率が高く、そういう意味では学習の場として私どももそういう機会を設けてあります。このことは、あわせてスクーリングその他も放送大学は行つたのだからと思ひますけれども、やはり個々の学習よりも集団で学習していく、特に生涯学習等の観点の場合に、そしてその中でお互いが学びつある関係になつていくということが一つの望ましい姿じゃないかというふうに思つております。

以上でございます。
○参考人(山本恒夫君) 私も、放送大学の対象地域が関東に限られていことは大変残念に思つておりました。なるべく早く全国でこれが利用できるようにしてもらいたいと思つております。特に、社会教育関係施設等々との放送大学との連携というようなことが考えられないか、その辺について御検討いただいて、そういう幅広い利用を進められるようにしていただきたいと思いますと思つており

ます。

○参考人(山本隆一君) 簡潔に申し上げます。

放送大学については、全国一律のカリキュラムというふうなものではなく、地域性を尊重しながら、大きなブロックでも行けるようにぜひしていただきたい。私も関西でありますけれども、これからの取り組みはそういう形で充実をしていただきたいと同時に、運営についても十分に事前に調査をお願いしながら実施をお願いしたい、こういうふうな考えであります。

○針生雄吉君 大変ありがとうございます。

放送大学にしましては、通信システムとかあるいは夜間のシステムのほうが教育効果が上がるのではないかと、あるいはいろいろな放送機器業者、ビデオ業者等の何か陰謀があるのではないかと、そういう声もささやかれるわけでありましたけれども、そういう危惧の念は皆様方からは出なかつたわけですが、国民的な学習、生涯学習に対する要望が多様化しているという現状に対応するためには大変適したシステムだろうと思います。我が党といたしまして、今後ともその推進に努めていきたいと思っております。

きょうは大変いろいろありがとうございました。

○高崎裕子君 時間の関係で、全員の参考人にお尋ねできないかもしれませんがあらかじめおわびしたいと思います。

まず最初に、山本隆一参考人にお聞きいたします。今回の法案では、先ほど御指摘のとおり、生涯学習について、理念それから定義、目的がうたわれていないわけですが、山本隆一参考人は、この法案は憲法、教育基本法、そして社会教育法の体系とは異なった法律ではないかというふうに先ほど述べられたわけですが、その点をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(山本隆一君) 一つは、これまでの社会教育がきょうまで発展してきた基礎には、ひとしく住民あるいは国民が教育を受ける権利を尊重

し合うという、行政の側も住民の側も国民の側も、そういうことで相寄り合つてつくり上げてきたわけでありまして。

その中で非常に立ちおくれていたものが、社会的弱者と言われている方々が社会教育活動にいかに参加をするか、このことの保障を行政の側がどう取り組んでいくかということでは非常に立ちおくれを見せておりました。しかし、国民の側の自覚の高まりと行政の側の理解の高まりの中で、最近になってようやく対応できるという水準に至つてまいりました。

しかし、今回出されております法案の中で特に危惧をしておりますのは、民間事業者の活用によります教育事業の実施、こういうことがうたわれておるわけですが、民間事業者は、少なくとも公共団体のように資金を投じて見返りが何もないということであれば、これは実施ができないうであらうというふうに考えられます。私も、民間事業者のこの事業の身もちろん問題ではありますけれども、民間事業者がよつて成り立つ基本はやはり収益性、利益性を中心になつていくのではないかと、少なくともそういう保証がなければ成り立つていかないので民間事業者ではないかというふうに考えております。さすれば、提供できる教育事業の身、これが制約され限定されてくるだろう。教育というのは、もともと持続性と系統性が最も大切にされなければならぬ事業ではないかというふうに考えてまいりました。そのことの保証が民間事業者の事業の身として保証されるのかどうか、これは大いに危惧をしておりますところでありまして。それと同時に、民間事業者のそういう営利性のところから、有料化、いわゆる受益者負担制度というものが生涯学習の体制の中に固定化をされはしないか。その場合に、経済的な弱者である人たちがひとしくこの教育事業に参加できるかどうか、このことを憂えるものであります。

同時に、法案の身と、これまでの国の説明の中でありますように、特に地方過疎地域を重点的

にこの生涯学習の振興に対する体制を強化していきたいという意向であるように承つておりますけれども、地方であればあるほど所得の格差が大都市会周とは異なるのではないかと、差が大きいのではないかと。その差が大きい中で、民間事業者が過疎地域を中心とした地方に根をおろすということについては参加者の層が限定されるのではないかと、そういうところで本当に生涯学習体制の組織が確立できるのかどうか、そういうことが不安条件としてあると思つております。このことでは、憲法で保障されているひとしく教育を受ける権利が損なわれる、こういうふうな憂えておるわけでありまして。

もう一点は、地方自治の問題であります。国あるいは都道府県の主導的な役割を果たす中で、市町村の役割が軽視されはしないか、特に協力を求められるという中で対等に対応できるかどうか、このことを危惧しているわけでありまして。

もう一つは、法案の中で広域性がうたわれております。やり方によれば、広域性が必ずしも地域を軽視するということにはならないかも知れませんけれども、しかしこの民間事業者が入つた中の広域性がうたわれてくると、住民自治ということが大いに損なわれることが危惧される、このことが二つの心配であります。

同時に、教育の中立性あるいは非営利性、このことが戦後一貫して大切にされてきたわけでありまして、民間事業者が入つてくる中で、民間事業者の意向に沿つて公共団体が事業計画を承認せざるを得ない立場に立つのではないかと。その場合に、この基本法に言われております、不当な支配に服するようないかなる条件が積み上がつていくのではないかと、そのことを危惧しているわけでありまして。

もう一点は、市町村の首長の権限が教育の中で影響力が強まるのではないかと。市町村の教育委員会に結びつくのではないかと。そこから、今までせっかく社会教育あるいはその機関とされている

図書館、博物館、そういったものの充実に力を注ぎながら、市長部局に生涯学習という名目のもとに統合されていきながら、教育委員会が手が出せないようなそういうものにされていきはしないか。そのことに対する今回の法案の中の保障が何もない、こういったことが今回の法案に対する最大の不安であります。

それと同時に、社会教育関係団体が行政の審議会の中から求められていく場合に、意見のみが言われ、あるいは団体そのものの主体性が尊重されないということが起こり得るのではないかと。公の支配に属さない、このことが社会教育の法律の中で社会教育団体の位置づけとして大切にされておるわけですが、そういうけれども、少なくとも今回の生涯学習を進めていく体制の整備の中ではこのことには全く触れられていない。少なくとも市町村教育委員会、その現場で働いている職員、またそれにかかわつて社会教育活動を推進している社会教育団体の主体性がこの法案をもとにしながら損なわれていくのではないかと、このことを大いに危惧をしております。

以上でございます。

○高崎裕子君 次に、北條、山本隆一参考人にお聞きします。

今山本さんからも御指摘あつたんですけれども、この法案が国及び都道府県主導の生涯学習となつていくわけで、国が基準をつくり承認をする、そして都道府県が事業を行うということになれば、市町村の教育委員会を主体として住民の多様な学習要求に基づいて行われてきたという社会教育活動が否定されることにならないのかという危惧を再々指摘もされておりますが、特に現場におられる立場からそのお考えを簡潔にお聞かせください。

○参考人(北條秀衛君) この法案の一つの大きな問題点なんですけれども、社会教育法については全然いいんですか、審議会の部分にちよつと触れていただきますけれども、触れてないんですね。ですから、私も市町村はこの現存の社会教育法で行つ

ていきなさいということでございます。その中で、今まで市町村が行うようになっていたものが都道府県の事業等に入ってきているという、大変そういう意味では矛盾しています。一体この法案と社会教育法はどこでどう整合性を持っているのか、そのことがさっぱりわからないという感じがしています。そういう意味で、特に、先ほど申し上げましたけれども、地域においてのさまざまな学習課題を解決していく、そういうことではやはり市町村という自治の段階で行っていくのが今後の生涯学習にとっても最も望ましい姿だろうというふうに思っています。なぜそのことをこの法案に規定しなかったのか、大変疑問に思っております。

○参考人(山本隆一君) 今の質問は非常に大切ではないかというふうに考えます。といいますのは、現在御審議をいただいておりますこの法案について、全国の現場の職員あるいは社会教育関係団体の皆さん方が熟知し得ない、そういう短兵急に審議を進められて決められようとしている、このところが非常に問題ではないかというふうに思っています。知れば知るほど全国的にも問題が広がっていくのではないかと。その辺、初めに御指摘を申し上げたようなそういう幾つかの問題を抱えながら、そして法案だけが決められていくとすれば、法律は一たん決められますとひとり歩きをします。いろいろなところでいろいろな解釈ができるような法律というものは、社会教育の運動を基礎にするようなそういう場では非常に混乱を持ち込まれる、このことを一番危惧するわけであります。できるならば、国会で慎重に御審議をいただきながら、そういう混乱を起こさないように、社会教育の学習権が国民にとって生涯保障されるというそういう立場に立つ、安心してこの法律に依拠できるような内容にぜひお願いをしたい、このように考えております。

以上です。
○高崎裕子君 重ねて恐縮ですが山本隆一参考人にお聞きします。

臨調行革や民活導入によって福祉、教育が後退させられ、社会的弱者が切り捨てられてきた。この法案でも民間能力の活用が挙げられていて、この民間能力の活用をうたうことによって行政の責任が放棄され、ひいては学習者の権利が保障されないということが言われていますが、この点、特に社会福祉に長く携わってこられた経験も踏まえてお話しいただきたいと思っております。

○参考人(山本隆一君) 私は、今回御審議をいただいております生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案の中で、特に社会的弱者と言われている方は皆さん方、いわゆる障害をお持ちの方あるいは経済的な負担にたえられない方、こういった方々に対する救済方法やあるいは権利を保障するような、そういう項目が一切見当たらない。同時に、日常的に私たちが接しております方々、この辺の方々は、事業をやろうとすれば公的保障しかあり得ない。ここに今回上程されているこの法案の中で、公的に国や都道府県、自治体が一体どれだけのそういう方々の援助をし保障していくのか、この辺のところが明確にされるべきではないか、このように考えているものであります。

同時に、そのことが憲法や教育基本法や社会教育法の理念や目的に合致をするような法律になるのではないかと。私は日常的に、私の老人ホームでは十四年目を迎える老人大学で、二百名の地域の老年会を組織しながら日々触れ合っておるわけでございますけれども、一つは老人大学に参加をする老年会の人たちがどういう生活実態にあるのか、このことを十分お知りいただきたい。そのことがなければ片手落ちになるのではないかと。生涯学習といいながら、そういう特にこれからふえつつある高齢者の皆さん方を切り捨てていくことにつながるのではないかと、このことを一番危惧をしていくわけであります。そういう方々を切り捨てられないように、ぜひこの法案の中でこの権利性を保障し得る、そういう内容をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

○笹野貞子君 時間がありませんので十分な御質問ができないことが大変残念です。先ほどの参考人のお話の中で、私がちょっと聞き間違いをしたのか、わからないところがあります。まず、それをちょっとお聞きをしたいと思っております。

まず吉崎参考人にお聞きをしたいのですが、私は吉崎参考人が書き添えた論文を読ませていただきました。その中で「学校ママより教育ママ」という論文がありまして、その中で大変に女性のことに期待をかけられて書かれております。中でも、「母親たちのあいだで子供の学歴がファッション化し、一種のカッコよさとしての価値を見出すように」にさなっている「これではいけないのであつて、これからのお母さんというのは、親の見えとかそういう学校ママではなくて本当の教育ママになつてほしい」という、女性に対する期待なのかそれとも違うのかなというふうに思っています。もしも吉崎参考人が女性に期待をかけるとするならば、要するに県民カレッジに大いに来ていただくなければいけないというふうに私は思ったのですが、かえって女性の方が少ないとおっしゃったことは吉崎参考人のお考えとちよつと何か矛盾するなというふうに思つたのですが、何ゆえに少ないのでしょうか。もし多くするとするならば、吉崎参考人はこれからどのように直すつもりでしょうか。

○参考人(吉崎四郎君) 私どもの県民カレッジは、十八歳から九十六歳まで九千二百人の方が受講生になつております。その男女の割合が五対三で男が多いと言つたことがちよつと誤解を招いたようでございますが、これは県全体、つまり民間の生涯学習と比べますと大体男女のバランスがとれているわけであります。もちろん、私どもは民間の例えは経済団体とも協力し合つて講座を開いております。例えば創造性開発講座といったようなもの、あるいは余暇文化講座といったようなものも開いておりますが、こういうものになりますと男性が断然多くなるわけです。私は女性の参加が物足りないとかそんなことを言っているんじゃないかと。

毛頭ございませんで、女性の方々が好まれる生涯学習の講座というのは、例えば源氏物語とかかんとかというふうな、こういう古典を愛するような方々が断然女性に多いということでありまして、そういうものはどちらかといいますと行政が税金でやらなくても、民間の新聞、報道機関とかいろいろなところがおやりになつておるわけです。そういうようなものを邪魔するようないことまでやらないということが大切なんじゃないかと、こういうふうに申し上げているわけでございます。

むしろ、これからの日本というのは女性の知恵によつて築かれていく面が多々あるんじゃないかと思つて、私たち自身も、今例えば女子短大の開放講座に真っ向から協力申し上げております。どの講座も超満員というふうな状況でございます。できれば婦人会などのおやりになる講座もこういうふうになればいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○笹野貞子君 時間がありませんとちよつと突っ込んでお聞きしたいのですけれども、そうもできませんので、つまり私は、これから民間の事業者が入るならば、吉崎参考人が憂えている現象が起きてくるんじゃないかというふうに思っています。その点は時間がなくて大変残念です。続きまして、山本恒夫参考人にお聞きをいたします。

これも私の聞き間違いではないかということですが、ちよつとたださしていただきたいんですけれども、先生のお書きになりました「生涯学習施設における事業ネットワーク化の課題と方向」という論文を読ませていただきました。これを読む限りにおいては、ネットワークが非常に必要だということをお書きいただいているんです。けれども、民間事業団体と提携しネットワーク化する中でこの法律ができたならば、その利益追求はチェックできるというふうにおっしゃつたのですけれども、私の読む限りではこの条文の中にそういうふうな思いに思つていないんですけれども、先生はこの条文からその民間の営利目的を

チェックできるというふうにお考えでしょうか。
○参考人(山本恒夫君) 私が先ほど申し上げましたのは、この地域生涯学習振興基本構想というところにつきましては、文部大臣のところで承認を得るというようなことが一つかかっているわけでございます。それから、都道府県が関係市町村と協議しなければならぬ、これもかかっているわけでございます。そういうふうなところで私はチェックできるのではないかと申し上げてお考えますが、もちろんその後のいろいろな問題というのは出てくるだろうと思えますけれども、私どもは日ごろいろいろ関係方面に聞いておりますと、やはりそれぞれの審議会なり行政機関でそれなりのチェックをなさっているというふうにお考えしておりますので、そう申し上げたわけでございます。

は、ちよつと理論的に矛盾をすることです。ね。
○参考人(山本恒夫君) いや、そうじゃなくて、例えば学習の中身とかそういうようなことを決めるべきではないかというふうに申し上げているわけ、ここにございますように、それぞれのところで承認を得ると。中身は決まっていなくていい。中身を決めるのは問題ではないかと申し上げてお考えいただけます。ケース・バイ・ケースでチェックしていきましょと、時代も変わります、地域もいろいろございまして、その中身を、例えば幾ら以上もかかるのかとかなんとかということとはできないということでも申し上げてお考えいただけます。

うし地域によっても違うから、それぞれのところを検討していただくというふうにすべきだということでもございまして、むしろこういう中に入れない方がよいとお考えしております。
○笹野貞子君 本場に時間がなくて申しわけないんですけども、だんだん興味がわいてまいりますね。

人です。そのいろんな体制はまだまだ不備で、どんなに一生懸命やってもなかなか大変です。やはりそれを本場に支えているのは人間の情熱と教育にかけるということなんです。このお二人の御意見を聞いていて、弱者に対していかにいい学習をするかということなんです。それは今現場においてその部分がどんなに欠けているかという現状と、そしてこの法律が出たらそれが全部解消してどこがよくなるというふうにお考えか、ちよつと時間がなくて申しわけありません、四十六分までですから、お一人二分くらいということをお願いいたします。

ただし、先ほど言いましたのは、営利の追求というのほど程度までかというところが問題になるわけですね。ですから、私の考えておりますのは、損をしない程度のところはいんではないか、しかしすくもくもうかるというのはいけない、その辺をどこで決めるのかということですね。しかし、これを法律やなんかで決めるということは大変これまた問題なんではないか。それぞれの地域ごとにいろいろ事情がありますので、それから、それなりにそこで審議していただくことにすべきではないかという、それがケース・バイ・ケースでそれぞれ文部省なりなんなりで検討していただくということにすべきではないかと考えているわけでございます。あいまいのようなございまして、それを決めた方が問題が大きいというふうに受け取つてよろしいのですか。

○参考人(山本恒夫君) 根本的な問題になつてくるようなんですけれども、私はこの法律はあくまで基盤整備のことを決めている、もう最小限のことを決めていっているものであって、それで今のようなか身にかかるところは、やはり学習する人々とか地域とかそれぞれのところで検討していくべきものではないかというふうにお考えいただければいいと思います。ですから、例えば定義にしましても理念にしましても、今のような基準の額とかそういうものにはしましても、これは決まらない方がいいんじゃないか。それはその時代時代でも違うでしょう。

○参考人(山本恒夫君) 先ほど御指摘いただきました論文の場合には、別の論文もまたあるのございまして、段階的にこういうようなネットワークは組んでいかなくちゃならないということで、今は雑誌の論文でございまして。ですから、公的な機関のそういうものについて書けと言われたのでその部分を書いたわけございまして、その続きのところを実は今あるところでやってきたのを構想を立てているんですが、その場合には実を言いますと大学も入っているんですが、大学も民間もそういうものも入れたネットワークということに次の段階を実は検討しているということございまして、その一部分だけをとりえまして、ちよつと私どもとしては今のようなことを申し上げたくなるといふことでございます。

○参考人(北條秀衡君) 弱者に対してこの法律ができれば何かできるかということについては、基本的にそういう立場にはならないだろうというふうに思っています。先ほど申し上げましたけれども、公的な社会教育のきちつとした基本理念というものを掲げていかなければならない。それは一つは、社会教育法にはきちんと教育基本法の理念を受けていることが入っているんです。この法律にはそういうことも入っていない。あるいは職員の問題、施設の問題、職員も市町村にはきちんと専門職を置くというふうにもなっています。それらもこの法律には入っていない。それから施設も、設置するといふようなことが全然入っていない。やはり今一番望まれているのは、そういう大きなものじゃなくて、身近なところに身近な施設が欲しいというのが多くの人の一番の願いだろうと思っております。そういうことをきちつと法体系に整備していただきたいというふうに思っています。

○笹野貞子君 今の御回答は、かえってそういうことを決めた方が問題が大きいというふうに受け取つてよろしいのですか。
○参考人(山本恒夫君) はい。
○笹野貞子君 そうしますと、先生が先ほど言いましたこの法律によってチェックできるというの

○参考人(山本恒夫君) 根本的な問題になつてくるようなんですけれども、私はこの法律はあくまで基盤整備のことを決めている、もう最小限のことを決めていっているものであって、それで今のようなか身にかかるところは、やはり学習する人々とか地域とかそれぞれのところで検討していくべきものではないかというふうにお考えいただければいいと思います。ですから、例えば定義にしましても理念にしましても、今のような基準の額とかそういうものにはしましても、これは決まらない方がいいんじゃないか。それはその時代時代でも違うでしょう。

○笹野貞子君 先生の論文を非常に私も楽しみにさせていただけますけれども、先生がこの次の論文で民間もいろいろなところもきちつとネットワークするというわけですから、そのときまで待つて法律を出した方が本場はよろしいですね。本場のことを言うのも、もっとお話をしたいんですけども、時間がありませんので、続けて北條参考人と山本隆一参考人にお聞きしたいというふうに思います。

○参考人(山本隆一君) 私は、簡潔に申し上げさせていただきますが、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備という名称からして、対象となる国民の多くがこの法律に対する期待が大きいために、中身を見て落胆をし、そして期待を持たせるだけで終わるということでは罪な法律ではないかというふうにお考えしております。

○参考人(山本恒夫君) はい。
○笹野貞子君 そうしますと、先生が先ほど言いましたこの法律によってチェックできるというの

○参考人(山本恒夫君) 根本的な問題になつてくるようなんですけれども、私はこの法律はあくまで基盤整備のことを決めている、もう最小限のことを決めていっているものであって、それで今のようなか身にかかるところは、やはり学習する人々とか地域とかそれぞれのところで検討していくべきものではないかというふうにお考えいただければいいと思います。ですから、例えば定義にしましても理念にしましても、今のような基準の額とかそういうものにはしましても、これは決まらない方がいいんじゃないか。それはその時代時代でも違うでしょう。

○笹野貞子君 先生の論文を非常に私も楽しみにさせていただけますけれども、先生がこの次の論文で民間もいろいろなところもきちつとネットワークするというわけですから、そのときまで待つて法律を出した方が本場はよろしいですね。本場のことを言うのも、もっとお話をしたいんですけども、時間がありませんので、続けて北條参考人と山本隆一参考人にお聞きしたいというふうに思います。

○参考人(山本隆一君) 私は、簡潔に申し上げさせていただきますが、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備という名称からして、対象となる国民の多くがこの法律に対する期待が大きいために、中身を見て落胆をし、そして期待を持たせるだけで終わるということでは罪な法律ではないかというふうにお考えしております。

以上です。

○笹野真子君 以上で質問を終わります。

○小西博行君 午前中も私はいろいろ勉強させてもらったし、先ほどから参考人の皆さん方から大変いい中身のお話を伺いまして、感謝を申し上げておるわけであります。

ただ、私ふと思ったのは、生涯教育という、数年前の例の放送大学ですね。放送大学も実は真つ二つに分かれてまして、賛否それぞれの立場から議論をしたことを覚えております。今回のこの生涯教育どころではなくて、何倍も時間をとって議論をしたわけですね。私はそのときに申し上げたんだけれども、本当にそのように衛星を中心にして、むしろ都会じゃない、学校のないそういうような地域の中で皆さんがひとしくテレビを通じて勉強できるという概念は非常にいい。ただ具体的に、それが例えば大学卒業の認定をもらうためには大体一日に二時間ぐらいテレビで勉強しなきゃいけない、あるいはスクーリングに行かなきゃいけない。しかし、あの法案は最終的に通りますと、現在、関東一円ということで今日まで試行錯誤されながらやってきております。いろいろ聞きますと、平成九年に衛星の打ち上げを行い、それは多分いたただけるといような方向でこれは日本全国にということになると思うんですが、非常に私はその成果が上がるんじゃないか。

そういう面では、どうもこの放送大学の場合は学際的な雰囲気はかなりあります。それは申し上げても、例えば具体的ないろんな専門をやるうと思ってもそういう講義はないわけですね。教養学部という、したがって卒業しても教員の資格は取れない。当時は単位の互換性なんかを言っておりまして、各大学との単位の互換性をとることによってそれをうまくクリアできるんだ、そういうようないろんな問題がございまして、私はこの生涯学習の場合は、むしろそういう分野ではなくて、各地域の中にあるいろんな、例えば私が今非常に関心を持っているのは文化財の発見あるいは修復、そして保管、展示。こういうものは

各地域の中に相当ございまして、最近では特に遺跡の発掘なんかがございまして、もう膨大な数量が発掘されてくるんじゃないか。そういう意味で、どうもこの生涯学習というのは中身が少々放送大学の分野と変わってくるのかな、先ほどの社会教育という分野も多少内部的には変えた方がいいのかな、そういう感じを持っております。これは吉崎参考人、いろいろ経験が豊富でありますので両面をよく御存じのようですから、まずその点をお聞きしたい。

放送大学のいろんな機能の持たせ方あるいはそれと生涯学習との関係、これは山本恒夫参考人、大学の先生でありますからその面、まずこの二つを質問させていただきたいと思っております。

○参考人(吉崎四郎君) 放送大学の問題は、先ほど触れましたとおり関東一円ということに限られておりましたけれども大変不満に思っておりますが、放送教育、その放送講座というもののものは大変便利などいいますか、生涯学習をする上で大変役立つ効果的なものであるというふうに考えております。私も、この聞きつ放し、見つけ放しということを避けるためにスクーリング制というのを設けて、初めにそこに登場される先生方にはまず最初に来ていただいで、最後にはまた別の先生方にも来ていただいでいるような質問をしていただいでいるわけであります。

この生涯学習の中で私の今までの経験から一番大切なことは、一方通行にならないということ、これが一番重要なことではないかと思っております。例えば一時間半の時間であれば、一時間はお話を聞いて三十分は話し合うということでありまして、私、ここのキャッチフレーズというのは、よく学びよく遊びよく語らうということでありまして、遊ぶというのは要するに遊び心を持つ、好奇心を持つという意味でございまして、放送講座の場合も、ただ見たまま、聞いたままで終わるといふことのないように、それをちゃんとスクーリングの際に吐き出して、そしてよく語り合うという、こういうところから地域文化の向上とかがあ

いは町おこしといったような事柄も出てくるんじゃないか。

富山県の場合、もちろんいろいろ審議会とかあるいは何とか委員会というのがありますが、そういう場合でもさほどいいアイデアとか発想というようなものは各種団体の長からはなかなか期待できないわけではございまして、むしろそういう生涯学習の場で一般の人たちが集まっておられるところで語り合われることの中から大変有益な提言をいただいでいるわけではございまして。放送の場合も、一方通行にならないという点で私どもは一番警戒をしております。

○参考人(山本恒夫君) 放送大学と生涯学習の関係でございましてけれども、放送大学というのは言うまでもなく学習機会を提供する機関でございまして、生涯学習という場合には学習者の側から学習していくところを見るところで生涯学習という言葉を使っているわけですので、当然放送大学はその機会を提供する。ですから、生涯学習の方からいけば、学習者の方は放送大学をいろいろ活用していくということになるかと思っております。

先ほどから話がありますように、全国ネット化されれば大変これは利用価値が高まるのではないかと考えておりますが、特にこれから生涯学習は多様化だけではなくて高度化ということが大きな課題といえますか、学習の高度化ということがクロージングアップされてきて、高度な学習機会を提供するということが必要になってくると思うんですが、そういう場合に放送大学の役割というのは大変大きなものになってくるかと思っております。放送大学は必ずしも卒業しなくてもいい、科目履修とかそういうのもございまして、そういう点では生涯学習の機会を提供するという機関の中でも非常に重要な役割を果たすようになってくるのではないかと、そういうように私は考えております。

○小西博行君 それでは、北條参考人と山本隆一参考人にちょっとお尋ねをしたいと思います。私自身が教員をやった経験もございまして、いつも反省を含めながら思っておりますが、学

校教育というのはやっぱり試験という一つの制度がありまして、点数によって合格不合格が決まる。ところが、一般のこういう生涯教育的なものとい

うのは、恐らくそういうことは全然ない。ただ、さきから参考人の皆さん方からお話を伺いますと、大変みんな勉強したいという欲望が満ちあふれているということなんです。ところが現実には、やっぱり講義をしたり、いろいろ指導したりという具体的な作業が始まると思うんですね。そういう場合に、恐らくその講義のテーマも皆さんの要望をいろいろな形で集約してそれを皆さんに供給するように努力されていると思うんですが、しかしそれとは別に、どうしてもこれだけはやっておかなきゃいけない、例えば今国際化という問題をすぐに論じられるわけですが、田舎の方で国際化といわれても、テレビ、新聞はよく見ていると思うんですが、なかなかそこまで動機づけにならないんじゃないか。そういうものも含めて皆さんに満足のいくような教育というのは一体どういうところにあるんだろうと、これは学校教育とはまるで違った部分がありはしないかと、自分が教えているつもりがかえって受講生の方が詳しくかつたりというような問題もありはしないかと、そういうことを試行錯誤しながらこういう教育が非常に根づいて、しかも興味を持たれて発展する、こういうものが私は非常に大切だと思うので、もしそういう具体的な体験がございましたら、お一人ずつお伺いをしたいというふうに思っています。

○参考人(北條秀衡君) ただいまの学校教育には試験があり、生涯教育の方にはという問題がありましたけれども、今望まれている中では、やはり資格認定、資格付与というものも大変多く望まれております。そして、実際にそれらの授業も行われております。これは現行の社会教育法の中でも十分行われるということでございまして、それから、先ほど文化財の話もありましたけれども、生涯学習にとって大きな目的といえますか、やはり一つは学び手と教え

手が一緒であるという、ともすると生涯学習ということでだれか教える人が要るんじゃないかというような考えもありますけれども、基本的にはやはり学び手と教え手とが、すべてが学び手ですべてが教え手であるという、このことは先ほどの文化財で言いますれば、地域にある文化財、それは遺産として発見する場合もあります。そういう中から地域の成り立ち、あるいは昔来て今は過疎になっている場合もあるかもしれません。それらの原因を学習していく。そして、地域をより深く見ていくことによって、今先生がおっしゃいました国際的なものも見えてくるんじゃないか。地域を見詰め直せば世界が見えてくる、そういうようなあり方の生涯学習というものを地域に根差して今後行っていくことが理想だろうというふうに私は考えております。

以上でございます。

○参考人(山本隆二君) 私は、かつて社会教育として発足当初現場におったかわりで申し上げるわけでありまして、二十年代から三十年代にかけて総理府が中心になって生活改善運動というのに取り組まれた時期がございます。これの受け皿としては、社会教育の行政が受けたわけでございます。その中で何から始まったかといえますと、物のない時期は栄養の偏りのないように、それから保健衛生に入って台所の改善、そして結婚の簡素化というような生活全般にわたる取り組みに広がっていきました。

そういう中で、私は社会教育というのは実生活に密接に結びつくような中身のものが非常に大切ではないか、このように考えてまいりました。そういう取り組みの中から、世界的に食糧の事情がどうなのか、あるいは衛生保健の関係はどうなのかというふうな自分自身が取り組む中で見えてくる部分が広がっていく、こういうものが社会教育の非常に大きな特徴ではないか、このように考えております。

満足される教育内容ということでございますけれども、自分の生活で学んだことが役に立つとい

うことが非常に満足度の度合いを増すのではないかと、ここが社会教育は学校教育にない実生活に即したものが非常に大切にされるゆえんではないかと、このように考えております。

○委員長(柳川寛治君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑はこれをもちまして終了いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々におかれましては、長時間にわたる貴重な御意見をお聞かせくださいましてまことにありがとうございます。本委員会を代表し、厚く御礼申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

六月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適用に関する請願(第一七〇〇号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一七〇七号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(第一七一〇号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一七二六号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(第一七二九号)

一、学校図書館教育の充実・発展に関する請願(第一七三八号)(第一七四五号)

一、学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現に関する請願(第一七四六号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一七五四号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(第一七五五号)(第一七六五号)

一、教科書の無償制度の継続等に関する請願

(第一八三五号)(第一八三六号)(第一八三七号)(第一八三八号)(第一八三九号)(第一八四〇号)(第一八四一号)(第一八四二号)(第一八四三号)(第一八四四号)(第一八四五号)(第一八四六号)(第一八四七号)(第一八四八号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一八七四号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(第一八七六号)(第一八九七号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一八九九号)

一、在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願(第一九一〇号)(第一九一三三三)(第一九二二二二)(第一九二四四四)(第一九三二二二)(第一九三七七号)(第一九四〇〇〇)(第一九四四七号)(第一九五〇〇〇)(第一九六三三三)(第一九六八号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(第一九七〇号)

一、在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願(第一九七四号)

第一七〇〇号 平成二年六月八日受理

公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適用に関する請願

請願者 東京都中央区晴海一ノ二ノ三七 荒川誠

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一七〇七号 平成二年六月八日受理

私学助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本県菊池郡合志町福原六四八 早田美紀 外三百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一七一〇号 平成二年六月八日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都港区白金二ノ四ノ三ノ五二 六 菊池吉彦 外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一七二六号 平成二年六月十一日受理

私学助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本市東区一〇ノ三三三 吉田二雄 外三百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一七二九号 平成二年六月十一日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都中野区鷺宮六ノ二五ノ二 西津雅子 外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一七三八号 平成二年六月十一日受理

学校図書館教育の充実・発展に関する請願

請願者 熊本市東町四ノ六 森久美

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一七四五号 平成二年六月十一日受理

学校図書館教育の充実・発展に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字沢砥九五一ノ三 屋比久宗子

紹介議員 喜屋武真榮君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一七四六号 平成二年六月十一日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現に関する請願

学校図書館教育の充実・発展に関する請願

請願者 熊本市東町四ノ六 森久美

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一七四六号 平成二年六月十一日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現に関する請願

請願者 横浜市南区六ッ川三ノ二八ノ七

統忠志

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七五四号 平成二年六月十二日受理

私学助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本市池田一ノ三六ノ二九 中野

嘉明 外三百九十九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一七五五号 平成二年六月十二日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備

に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都港区白金二ノ四ノ三ノ一、

〇一八 亀谷秀一 外四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一七六五号 平成二年六月十二日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備

に関する法律の制定反対に関する請願

請願者 東京都目黒区五本木二ノ四六ノ五

原輝恵 外四名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一八三五号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市中木田町三六ノ

一ノ三〇二 栗原清 外千三百四

十四名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八三六号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川田園調布二ノ

第六部 文教委員会会議録第七号 平成二年六月二十五日【参議院】

一〇ノ一五 若尾仁 外千三百四

十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八三七号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 大阪府枚方市長尾台一ノ二二ノ一

四 鎌谷清佑 外千三百四十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八三八号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 東京都葛飾区水元一ノ一七ノ二二

中村孝 外千三百四十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八三九号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 大阪府八尾市南太子堂一ノ一ノ三

三ノ四〇七 伊達幸一 外千三百

四十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四〇号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力七ノ二ノ

四ノ六〇一 戸田麻紀 外千三百

四十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四一号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 東京都西多摩郡五日市町伊奈八一

二ノ四 鈴木康二朗 外千三百四

十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四二号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 京都府八幡市川口浜八ノ七四 岡

元武文 外千三百四十五名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四三号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 東京都西多摩郡五日市町伊奈一、

〇六四ノ一 澤本克美 外千三

百四十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四四号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市中木田町二八ノ六

寺西利一 外千三百四十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四五号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉御殿町二ノ二

八 三浦アイ 外千三百四十五名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四六号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 大阪府八尾市若草町一ノ一八ノ三

海野忠和 外千三百四十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四七号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田一ノ二二ノ二

竹内一夫 外千三百四十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四八号 平成二年六月十二日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市小中島二ノ六ノ一七

平田利一 外千三百四十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八七四号 平成二年六月十三日受理

私学助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本市市山三ノ四一ノ二七 本坊

民子 外三百九十九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一八七六号 平成二年六月十三日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備

に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都保谷市東町五ノ六ノ一二

高橋郁子 外四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一八九七号 平成二年六月十四日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備

に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 埼玉県大宮市高鼻町一ノ一五ノ一

馬立文子 外四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一八九九号 平成二年六月十四日受理

私学助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本市長嶺町二、一七八ノ三三二

紹介議員 広瀬純也 外三百九十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一九一〇号 平成二年六月十四日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区楠橋南一ノ二
〇ノ一五 松山朝美

紹介議員 松前 達郎君

私たちは、日本政府がかつての植民地支配について、深い反省と謝罪を公式に表明すること、また国会が国権の最高機関として謝罪決議を行うことを求めている。ついでには、その立場から、当面する「九十二年問題」については、在日韓国・朝鮮人の生活と権利について戦後補償・権利保障を前進させるため、次のように具体的な措置を採らねばならない。

一、国公立小中学校の教諭への採用については、国籍を問わず道を開くこと。

二、日本国内における定住外国人の民族教育を行う権利、民族教育を受ける権利は、普遍的な人権の一つとして法的に確立し、保障するとともに、J R通学定期券等の差別を撤廃すること。

第一九一三号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区楠橋南一ノ二
〇ノ一九 金井洋子

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九二二号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区楠橋南一ノ二
〇ノ一八 中野真佐子

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九二四号 平成二年六月十四日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区楠橋南一ノ二
〇ノ二〇 金井トモエ

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九三一号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎一ノ二二ノ一六
栗木薫子

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九三七号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区楠橋南一ノ二
〇ノ二一 春山美知枝

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九四〇号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区楠橋南一ノ二
〇ノ一四 山下秀子

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九四七号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市駅前通一ノ五ノ八
幕内伸一 外二名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九五〇号 平成二年六月十四日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区浅川一、三九
四ノ七六 島田陽子

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九六三号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区真名子一ノ一
〇ノ一七 渡辺早世

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九六八号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区真名子一ノ一
五ノ一三 水野みい子

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第一九七〇号 平成二年六月十四日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(五通)
請願者 福島県相馬市中村字北町三二 荒孝子 外四名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一九七四号 平成二年六月十四日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 富山市藤木新町六ノ三 高木睦子

紹介議員 日下部禧代子君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

六月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願(第一九七七号)(第一九八一号)

一、高校四十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額等に関する請願(第一九八六号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一九八三号)(第二〇〇一号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(第二〇〇二号)

一、在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願(第二〇〇七号)(第二〇一一号)(第二〇一四号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(第二〇一七号)

一、在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願(第二〇二二号)(第二〇二九号)(第二〇四七号)(第二〇五〇号)(第二〇五三三号)(第二〇五八号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第二〇八四号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(第二〇八六号)

一、高校四十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額等に関する請願(第二一一〇号)

一、研究・教育予算・教職員定員等の大幅増、大学・高等専門学校・大学共同利用機関の民主的充実に関する請願(第二一一一号)

一、在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願(第二一一四号)(第二一一七号)(第二二二〇号)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願

111

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 北九州市八幡西区楠橋南一ノ二
〇ノ一七 田之上直美
紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二〇二九号 平成二年六月十五日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 千葉県習志野市花咲一ノ一六ノ六
土屋さく 外四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二〇四七号 平成二年六月十五日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 富山県氷見市栄町五ノ二四 首沢和子
紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二〇五〇号 平成二年六月十五日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 東京都豊島区駒込三ノ二七ノ七 大谷洋子
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二〇五三三号 平成二年六月十五日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 東京都北区志茂二ノ八ノ一一 奥村愛子
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二〇五八号 平成二年六月十五日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願
請願者 富山市杉谷二七八 村藤美枝子
紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二〇八四号 平成二年六月十六日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(四十通)
請願者 熊本市池田一ノ三五ノ二〇 福岡陽子 外三百九十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二〇八六号 平成二年六月十六日受理
生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(百通)
請願者 東京都板橋区高島平七ノ四七ノ一 四ノ一〇二 世良真弓 外九十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第二一一〇号 平成二年六月十六日受理
高校四十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額等に関する請願
請願者 愛知県一宮市大和町長三八ノ一 松崎文忠 外十一万八千三百六十七名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第二二一一号 平成二年六月十六日受理
研究・教育予算・教職員定員の大幅増、大学・高等専門学校・大学共同利用機関の民主的充実に関する請願
請願者 岡山市津島福居一ノ一〇ノ四 岡本秀毅 外一万二千六百三十三名
紹介議員 高崎 裕子君

平成元年八月に各省庁がまとめた、平成二年度の政府予算編成のための概算要求は、軍事費(六・四増)、ODA(政府開発援助費、十・四増)の合算額が五兆円を突破したのに対して、文教関係予算はわずか一・七増、福祉関係予算においては、実質八百億円の減となるなど、全体として大軍拡、大企業奉仕と国民の暮らし・福祉・教育を切り捨てるものとなっている。こうした中で、学術の中心として、社会の進歩と人類の福祉に貢献すべき大学を始めとする高等教育機関に対する予算も、一般会計から国立学校特別会計への繰入率が六・二%と引き続き低く抑えられ、研究や教育活動を支える基盤的教育研究経費は昭和五十八年の減額を含め、昭和五十六年以来物価上昇の補てんさえされず据え置かれている。また、昭和四十三年度から実施されている国家公務員の定員削減政策によって、国立大学などでは既に二万人もの定員が削減されている。これら、予算・定員の抑制策は、研究・教育・医療活動やそれを支え発展させるべき優れた人材を確保する上でも重大な障害となっている。ついで、大学を始めとする高等教育機関が、憲法、教育基本法の理念に基づき、学術の中心として、総合的で調和のとれた学問研究を推進できるよう、次の事項について実現を図られたい。

- 一、国民の期待にこたえ、大学・高等専門学校・大学共同利用機関関係の研究・教育・医療活動にかかわる諸条件を抜本的に改善するため次のことを措置すること。
 - 1 一般会計から国立学校特別会計への繰入率を少なくとも制度発足の八十%台に回復すること。また、教官当算校費、学生当算校費、教官研究旅費など基準的教育研究経費について、附属学校を含め現行の三倍以上に引き上げること。大学病院の収入増大のための合理化・営利事業化を行わないこと。
 - 2 研究・教育・医療活動に重大な支障をもたらす第七次定員削減計画を即時中止し、大幅な定員増を行うこと。
- (一) 総定員法を改正し、国立学校全体を枠外に扱い、研究・教育・医療活動に必要な人員を増員すること。
- (二) 学部、学科、大学院の改組、臨時増募、留学生受入れを始め、病院部門の充実、定員外職員の定員化のために必要な定員については確実に確保すること。
- 3 講座制と学科制の格差を縮小し、学科目制大学における定員・予算を講座制並みにすること。大学設置基準を改善し、一般教育部門を始め教職員定数の大幅増を行うこと。
- 4 科学研究費補助金について、その配分の民主化と年度を超えての執行を認めるなど、研究実態に即した弾力的運用を行うこと。
- 5 高専教職員の定員基準を改善し、定員増を行うこと。特に一般科の定数を増やすこと。また、助手・講師定数を助教に大幅に振り替えること。
- 6 附属学校について、研究協力校、実習校としての役割を果たせるよう、教職員定数・施設・予算の大幅な改善を図るとともに、必要な制度を確立すること。
- 7 公立大学助成金について、医科系とともに一般大学に対する経費助成制度の拡大など総額を増額すること。また、地方交付税制度を改善し大学費を設けること。私立大学助成金について、総額を増額し、経費に対する助成率五十%を即時実現すること。
- 8 国立大学の授業料等の値上げを行わないこと。また、育英奨学金については、利子付返還制度を廃止し、返還免除職の拡大など奨学金制度の抜本的な改善を行うこと。

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二一七号 平成二年六月十六日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区真名子一ノ一

五ノ六 井上みゆき 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二二〇号 平成二年六月十六日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区真名子一ノ一

五ノ二 岩崎小夜子 外二名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二二三号 平成二年六月十六日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(百五通)

請願者 埼玉県八潮市伊草一四八ノ一 豊

田吉雄 外百五十四名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第二二三三三号 平成二年六月十八日受理

私学助成の大幅増額に関する請願(八十通)

請願者 熊本市大江五ノ四ノ一四 坂田重

蔵 外七百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二二三四号 平成二年六月十八日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(三百四十九通)

請願者 札幌市厚別区青葉町二ノ五ノ一六

土屋美智子 外三百六十二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第二二三七号 平成二年六月十八日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 富山県高岡市赤祖父一三〇 長守

信子 外一名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二四二号 平成二年六月十八日受理

四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 福岡県久留米市藤山町一、七七

二ノ一 釣井英人 外一万二千名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

第二二四四号 平成二年六月十八日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市小稲葉二、六四

四 藤田昇

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第二二四五号 平成二年六月十八日受理

公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適用に関する請願

請願者 東京都大田区中馬込三ノ一一ノ一

〇 松本明

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一五二三号と同じである。

第二二四七号 平成二年六月十八日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 東京都杉並区上荻三ノ二〇ノ一

紹介議員 山口都 外一名
正敏君
この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二五一号 平成二年六月十八日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 東京都多摩市豊ヶ丘四ノ一ノ三ノ

二〇三 木原美宇

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二五四号 平成二年六月十八日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区楠橋西三ノ二

二ノ二五 松崎静香 外一名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二六〇号 平成二年六月十八日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(百三三通)

請願者 東京都府中市新町二ノ五七ノ七ノ

三〇三 奥出和正 外百三十五名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第二二六八号 平成二年六月十八日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区真名子一ノ一

五ノ二 井原智世美 外一名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二七二号 平成二年六月十八日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八七二ノ二

二 永延桂子 外一名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二七八号 平成二年六月十八日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願(二通)

請願者 北九州市八幡西区楠橋西三丁目

佐伯章記子 外一名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二八三三号 平成二年六月十八日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願

請願者 長野県小県郡東町町三三七 柳

沢すみ子 外十五名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第二二八五号 平成二年六月十八日受理

高校四十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額等に関する請願

請願者 愛知県小牧市池之内三、三七一ノ

一 三枝道治 外二万四千九百九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第二二八八号 平成二年六月十八日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区楠橋西三ノ二

二ノ三〇 谷岡直美 外一名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二九〇号 平成二年六月十八日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備
に関する法律の制定反対に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒二ノ二ノ二

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第二一九二号 平成二年六月十八日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備
に関する法律の制定反対に関する請願(二通)

請願者 東京都目黒区東山二ノ三ノ一〇

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第二二〇一号 平成二年六月十九日受理

私学助成の大幅増額に関する請願(六十通)

請願者 熊本市長嶺町二、〇四二ノ二七六

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二二〇四号 平成二年六月十九日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備
に関する法律の制定反対に関する請願(百十八通)

請願者 東京都目黒区中町二ノ二四ノ六

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第二二〇八号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 富山市本郷町三区一九四ノ三 林

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 北九州市八幡西区楠橋西三ノ二

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二二六号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 宮城県岩沼市桑原二ノ二ノ七二

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二二九号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 富山市水橋伊勢屋六七六 田中茂

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二三三三号 平成二年六月十九日受理

高校四十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額
等に関する請願

請願者 名古屋瑞穂区東栄町一ノ一 木

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第二二三二五号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 北九州市八幡西区永大丸南町四ノ

紹介議員 谷本 巍君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二三二八号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 北九州市八幡西区楠橋二、八九

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二三三二号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 北九州市八幡西区楠橋西三ノ二

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二三三五号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 北九州市八幡西区浅川一、三九

紹介議員 村田 誠啓君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二三三八号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 北九州市八幡西区浅川一、三九

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二四一号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 東京都清瀬市中清戸四ノ九四四ノ

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二四三三号 平成二年六月十九日受理

私学助成に関する請願

請願者 鹿児島市田上台一ノ八ノ一ホワイ

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第二二四七号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 栃木県宇都宮市築瀬町五一八 大

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二五一号 平成二年六月十九日受理

国立西が丘競技場一般利用施設廃止計画反対に関
する請願

請願者 東京都北区十条仲原三ノ五ノ二

紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第一五一一号と同じである。

第二二五三三号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請
願

請願者 北九州市八幡西区真名子一ノ一

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二五五号 平成二年六月十九日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備
に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都墨田区押上三ノ七ノ二 堤

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第三二五八号 平成二年六月十九日受理
在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区浅川一、三九

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第三二六一号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区光貞台三ノ八ノ

一一 豊島智恵子

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第三二六五号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区鷹ノ巣一ノ一

八ノ九ノ五〇二 桑園昌子

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第三二六七号 平成二年六月十九日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願（三通）

請願者 東京都目黒区碑文谷一ノ二二ノ二

四 森田和子 外二名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第三二七一号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 広島県呉市海岸一ノ八ノ一八ノ七

〇四 宮九早苗 外四十四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第三二七三号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区中須二ノ九ノ一

八 山田純子

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第三二七八号 平成二年六月十九日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願（五通）

請願者 仙台市青葉区桜ヶ丘七ノ三六ノ六

佐藤淳子 外二十名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第三二七九号 平成二年六月十九日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願

請願者 福島県須賀川市塚田七 森田トシ

子 外四十九名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第三二八八号 平成二年六月十九日受理

在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願

請願者 東京都江東区東雲二ノ四ノ二ノ四

〇五 安達クニ子

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第三二九四号 平成二年六月十九日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久八ノ三ノ一五

小林和美 外千八百八十九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第三三〇〇号 平成二年六月十九日受理

教科書の無償制度の継続等に関する請願

請願者 大阪府高槻市千代田町一ノ一ノ七

二四 近藤百合子 外千九百九十

九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

平成二年七月十七日印刷

平成二年七月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局